

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 1 日)
(第 22 号)

第
22
号
10
月
1
日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 22 号

○平成30年10月1日（月曜日）

議事日程（第22号）

平成30年10月1日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公孝
19	番	大久保	孝榮
20	番	東	豐
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新衛
23	番	津村	野
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一
40	番	青木	謙順

41	番	中 森 博 文
43	番	前 野 和 美
44	番	水 谷 隆
45	番	山 本 勝
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	館 直 人
(42)	番	欠 番
欠席議員	1名	
26	番	後 藤 健 一

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	降旗 道男
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	野田 恵子

午前10時0分開議

開 議

- 議長（前田剛志） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。10番 田中智也議員。

〔10番 田中智也議員登壇・拍手〕

- 10番（田中智也） それでは、皆さん、おはようございます。

台風第24号、執行部の皆さんも大変な一夜を過ごされたことだというふうに思います。津市内で最大瞬間風速20メートルを超えるというのはアメダスで私も確認をいたしましたけれども、前の台風よりは、四日市市にありまして、若干風としてはそう強くなかったかなというふうには思いますけれども、勢力としてはかなり強い台風でした。幸いにして現時点で私が耳にしておる範囲の中では、県内ではそう大きな被害はなかったというふうに伺っておりますけれども、まだ停電をしているおうちがたくさんあるというふうに伺っております。早期の復旧がなされることを祈るばかりです。かかる事業者の皆さんの御努力も大変だと思いますけれども、頑張っていただきたいというふうに思います。

本県、台風第24号が過ぎ去ったばかりですけれども、また第25号が発生をしております、台風の名前がコンレイという名前だそうで、その命名した国の意味で言うと、謎の少女という意味合いらしくて少し不気味だなというふうに思ってます。中心付近の最大瞬間風速50メートルを超えるという大型、強い勢力でありますし、勢力については、まだ範囲は大きくないようすけ

れども、通ってくる間にどんどん勢力を増してくるんだろうなというふうに思いますので、このことについても備えをしておかなければならないというふうに思っているところです。

さて、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目が県内における地震発生時の液状化についてということであります。

先月6日に発生した北海道胆振東部地震、胆振地方中東部を震源として発生をした地震でありますけれども、地震の規模はマグニチュード6.7、震源の深さは37キロメートル、最大震度は震度7という非常に大きな地震でございました。死者が41名に上り、負傷者681人、住宅の全壊が186棟、半壊も539棟ということで、非常に大きな被害が出た地震でございます。土砂崩れも厚真町を中心に広い範囲で発生をして、多くの住宅が巻き込まれたということでもありますし、吉野地区では住民34人のうち19人が亡くなるという、非常に痛ましい災害、被害でありました。

この土砂崩れなんですけれども、どうやら前日の台風や、6月から8月にかけての降水量が平年の約1.6倍ということで多かったということも、土壌に多量の水を含んでいたということが考えられており、その影響もあったんではないかと。まだはっきりとしたことが出ていませんけれども、そういうことが言われています。

そんな中で札幌市で液状化現象が発生をいたしました。ニュースなどでも取り上げられて、映像でもごらんになった方が多いと思いますけれども、道路が隆起したり陥没したり、地震発生当日、少なくとも2カ所で道路が陥没した、発生とともに陥没したという事例があったようでございます。

また、苫東厚真火力発電所の中でも、液状化現象が発生していると、そんな状況であります。この液状化というのは、幸いにして液状化で人命が失われるということは、どうやら実態としてはそう多くないようでありますけれども、非常に後の生活に影響を与える事象であります。当然、阪神・淡路大

震災や新潟中越地震、東日本大震災、一昨年熊本地震でも液状化が発生しているということでもあります。

南海トラフを震源とする大地震の発生確率が、本年2月には見直されて引き上げられました。70から80%ということでもありますし、この地震の予想されている規模としては、マグニチュード8から9でありますし、当然のことながら最大震度も7が予測されています。この強震動であれば、恐らく液状化が発生することはもう必然であるというふうに考えます。道路や鉄道などが液状化などによって被災した場合、救援物資等の輸送にも支障を来すのではないかとこのように、大変心配をしているところであります。

この液状化について県は理論上、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の液状化危険予測ということで、（パネルを示す）この赤いところが非常に危険だということな場所です。伊勢湾の沿岸沿い、ここの部分には多くの方が住み、人口が集中をし、すなわち幹線道路も多い、近鉄名古屋本線もここを通っておるわけですから、このあたりについて、先ほど申し上げたとおり、救援物資等の輸送に支障を来すのではないかと懸念、危惧についても含めて、県としてこの液状化に対してどのような対応をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、県の液状化対策の現状について御答弁申し上げます。

液状化対策につきましては、地震防災対策特別措置法におきまして、都道府県は液状化など地震災害の程度について住民への周知に努めると規定されていることを踏まえまして、三重県地域防災計画において、液状化危険度を把握して関係機関との共有を図るなどの対策を明記しております。

このため、県では、南海トラフ地震等の地震の発生時における液状化危険度予測分布図、いわゆるハザードマップ、先ほど映されましたものですが、それをホームページで公表しております。

こうしたデータを参考にしまして、現在県内の8市町において液状化マッ

ブが作成されております。

さらに、こうした情報の周知にも力を入れておりまして、出前講座による防災講話というのをやっているんですけども、液状化の被害の説明だけでなく、模型を使って液状化の実験を行うなど、内容の充実を図りながら啓発を進めているところです。

こうしたことに加えまして、三重県地域防災計画では、防災対策上の重要な拠点であります県庁舎等が液状化等で使用できなくなったときの代替施設をあらかじめ定めておりますし、また、災害対策活動の要となります緊急輸送道路、これが使えなくなった場合の代替道路を指定しているなど、液状化等による被害を想定した対策を講じております。

このほか、平成27年度の県総合防災訓練では、液状化対策訓練を実施するなど、液状化を想定した防災訓練も行っています。

今後とも、南海トラフ地震等の大地震に備えまして、市町による液状化マップの作成を促進するとともに、様々な機会を捉えた啓発を行うことで、自助による液状化対策の促進につなげていきたいと思っておりますし、訓練などの検証を通して、市町や関係機関との連携のもとで、液状化による被害の最小限に抑えるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁いただきましてありがとうございます。県等の役割としては危険度予測をしっかりとした上で周知をしていく、そして啓発をしていくというのが大きな役どころだというふうにお伺いをいたしました。

ただ、代替の道路とか訓練のときにもそういう備えをさせていただいているということで、一部安心はしたところでもありますけれども、ただ何が起こるかわからない地震でありますから、このあたりについては、また発生確率は高いものの、でき得限りの想定をさせていただきながら、その訓練をしていただきたいなというふうに思うところであります。

この液状化の問題についてはもう1点、私、四日市市に住んでおりまして、四日市市は日本でも有数の石油化学コンビナートがございます。当然、原材料を運び入れるために便利な臨海地区に所在をしております。この石油化学コンビナートのあたりの液状化について、県としてはどのように捉えてみえるかお答えいただきたいと思います。

○防災対策部長（福永和伸） コンビナート関係につきましては、液状化に特化したというよりも、その他強震動とか津波とか液状化、いわゆる大きく地震対策ということですが、平成23年の東日本大震災を受けまして、25年に三重県石油コンビナート防災アセスメント調査というのを行っております。それこそ強震動とか津波とか液状化の被害想定を行っております。

それを踏まえて平成27年3月に石油コンビナート等防災計画を見直しまして、耐震化対策とか液状化対策をとるよにということ明記してありまして、それを受けて事業者が基礎ぐいの増し打ちですとか、地盤改良ですとか、そういう対策を講じておりまして、防災対策部消防保安課のほうで日々指導を行っているという形でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 平成25年にアセスメントを行って、27年に計画を見直してということで理解をいたしました。

ただ、事業所間のパイプラインもあると思うんですね。このあたりは非常に揮発性のものなのか、または毒性のあるものなのかというあたりが、私ども一般住民、県民にはなかなかわかりにくい部分でありますし、液状化によってそのあたりのパイプラインが本当に大丈夫なのかということは、県としてはきちっと耐震補強してください、液状化にも対応してくださいというふうに恐らく啓発はしていただいていると思うんですけども、このあたりのところもしっかりと着目をして、対策を講じていただきたいなというふうに思うんですけど、パイプラインなんかについては何か動きというのはあるんでしょうか。

○防災対策部長（福永和伸） ちょっとそのあたりまでは、今ここに資料を

持ってませんので、詳しいことはわからないということです。よろしくお願
いします。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） そういうパイプラインへの関心というか、液状化、私も
映像を見て改めて、やっぱり土の中、地面の下もしっかりと関心を持って防
災対策、取り組んでいかなければならないのではないかと思つたところ
ですので、防災対策部としてもそのあたりのところは、できれば注力をして
いただきたいというふうに思うところであります。

いずれにしても、今後30年以内に必ず80%近い確率でやってくるという南
海トラフの巨大地震でありますから、考え得ることは、これは県民お一人ひと
りがやはり、知事も常々おっしゃっていただいています防災の日常化、常
にそういうことを念頭に置き、また、お隣の方は今こういう体調だからもし
何かが起こったときに、声をかける、手を差し伸べるとかそういう意識、自
助、共助、そして公、行政としては自助や共助ではいかんともしがたい部分、
このあたりについて考え得る想定の中で全力で準備をしておく、そのあたり
はお願いしたいというふうに思います。

液状化については、本当に先ほど申し上げましたけども、人命被害につな
がっていないというのが実態でありますから、余り関心がない、ややもする
と薄れてしまいがちなんですけれども、ただ起こってしまうと上下水道等の
都市インフラとか大きな被害が出て、後の生活、避難生活を余儀なくされる
県民の方々に、精神的にも大きな負担を強いることになりますので、このあ
たりのところもしっかりやっていくべきではないかというふうに、自分の意
見を申し上げて、この項目については終わらせていただきたいというふうに
思います。

続きまして、2番目の項目に移りたいと思います。貨物集配車両に対する
駐車規制の緩和についてということであります。

貨物集配車両、読んで字のごとくでありますけれども、トラックやバス、
タクシーといった自動車運送事業は我が国の産業活動や、国民生活の基盤と

なる運送サービスを提供する重要な産業であります。私もインターネットで注文をして、宅配業者にその商品を届けていただくということが当然ありますし、県のほうもちょっと分厚めの資料になりますと、ゆうパックで送っていただくということです。あれも日本郵便による宅配事業の一つであります。

このような感じで宅配貨物が年々増加しているという現状があります。

ただ、駐車スペースの少ない都市部における宅配貨物の方が各戸配達するときに、駐車場の確保にはかなり苦慮しているという現状があります。

2006年の道路交通法改正によって、交通違反確認の民間委託が可能になっておりまして、特に駐車監視員が行うケース、いわゆる緑の服を来た方ですけれども、集荷、集配のため、一時駐車する貨物車両への取り締まりが非常に厳しくなったということでもあります。

このときに、ドライバーが駐車違反で免許停止になるというのは、それが仕事ですから死活問題でありますし、それらのことから某宅配事業者では過去に複数の社員がドライバーの駐車違反を身がわり出頭するというような、そんなこともあったというふうに記憶しています。

宅配事業者からすると、コインパーキングを利用して駐車場の確保に努めたりとか、または遠いところへとめて、駐車可能なところへとめて、そこから届け先まで届けるということなどしておられるようですし、以前、お伺いしたときには、ドライバーともう一人、同乗して二人体制で集荷、集配に行っていたということでした。

ただ、今、働き手の確保が非常に大きな問題になっておりますけれども、この自動車運送事業業界における要員の確保というのは、非常に厳しさを増してきているということでもありますから、とてもとてと二人乗っていただくということができないようであります。

私どももそうなんですけれども、昼間留守をしておりますと、届けても留守で、また持って帰ってくるというようなことで、かかるドライバーの労働負荷は大変なようであります。

先ほども申し上げた遠いところに離れて届けるという現状を、これ、かな

り古いデータであるんですけれども、10年ぐらい前の国土交通省が調査をしています。中京圏におけるこういう宅配事業者が届けるときに、1回駐車して何軒届けるかという調査をいろいろしたところ、近鉄四日市駅前のデータでいきますと20軒以上、1度車をとめて20軒届けるというケースもあるということでありまして、少し離れたところへとめてという、その少しというのを距離で調査をしたという結果がございまして、中には、近鉄四日市駅前で平均54.3メートルということだそうです。大きな荷物を20軒はちょっとまれなケースかもわかりませんが、少なくとも5軒とか、5軒になれば結構たくさんの荷物になると思うんです。それを54.3メートル、最大では100メートル以上、徒歩で届け先まで荷物を持って運ぶドライバーもいるという調査結果もございます。

今般の働き方改革の中で国としても、このドライバーの労働時間、全職業より実は1割から2割ほど長いという結果も出ていまして、所定外労働時間も全職業平均の2倍から3倍、そんなことであります。駐車スペース不足というのは、この長時間労働の要因の一つにもなっているということでありまして、今年2月、警察庁のほうから、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進という通達が出されたように伺っています。

この通達が出される前に広島などでは、都市部における駐車規制の緩和などに少し、ソフト面、ハード面、いろんな手法を用いて検討がなされて動き出したというふうには聞いておるんですけれども、こういうような現状から三重県としてはどうしていくのかについて、警察本部長からお伺いしたいと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） それでは、貨物集配車両に対する駐車規制の緩和についての今後の方針ということで答弁を申し上げます。

この道路上における駐車規制につきましては、やはり無秩序な駐車がございまして、交通事故や交通渋滞の発生原因となるおそれもあるということで、交通の安全と円滑を確保するため、必要と認められる区間について駐車規制

を実施しているところであります。

この貨物集配車両につきましては、先ほどもありましたが、駐車場所の確保などにも苦慮している事業所からの要望がなされたことを踏まえまして、昨年8月に、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議におきまして、直ちに取り組む施策の一つということで、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しというのが示されたところであります。それを受けて本年、警察庁から通達が出たという流れになっております。

県警といたしましては、貨物集配を行う県内の事業者団体からの要望もございまして、それを踏まえまして、貨物集配中の車両に係る高い駐車需要が認められる場所、あるいは交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所におきまして、規制緩和を来年度から順次、実施できるよう検討を進めているところであります。

具体的には、駅前の商店街周辺地域などを中心といたしまして、貨物集配中の車両に限り、駐車規制を解除し、駐車を可能とする、あるいはパーキングメーター等の運用を見直して、駐車スペースを確保するなどの措置を検討しているところであります。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 御答弁ありがとうございました。

来年度から駅前の商店街などそういう駐車需要のあるところで、当然安全性が担保されているということが前提だと思うんですけども、順次実施をしていただけるということでもあります。

この問題については、本当にもうかなり前から私も事業者の方の御意見、賜っておりまして何とかならないのかな。四日市市なんかでは、市と商店街と運送事業者とかが一堂に会して会議体をもって、様々な検討とかしていただいていたというふうに聞いているんですけども、なかなか商店街なり、住民なりからすると、違法駐車が増えるのではないかとか、非常にマイナスイメージみたいなものも一方では背景としてそのときはあったんですね。

そういうことからすると、やはりしっかりと周知徹底、貨物集配車両に限るといふ部分、特にそういうスペース、もしハード面、整備できるような場所で荷さばきスペースが確保できたとしても、一般車両がとめてしまったんでは、これまた何の意味もなさないこととなりますので、このあたりの周知も県警本部にはしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思うところであります。

ドライバー、これは宅配事業者だけではなくて、自動車運送事業全般に言われるんですけれども、なかなか今回の労働基準法の改正、70年ぶりに大きな改正だというふうなことが言われてますけれども、自動車運送事業でありますとか、医師でありますとか、あと建設業なんかでは上限が720時間じゃなく960時間というふうに、しっかりと5年後でしたか見直すということは出ていますけれども、やっぱりどんどん人口が減っていく、労働生産人口が減っていく中で、一人ひとりが長くしっかりと働ける環境づくりというのは、この国全体に求められていることだというふうに思いますので、この駐車規制の緩和にとどまらず、これはこれで三重県警察本部にしっかりと取り組んでいただきつつ、県庁全体としても働き手を大事にするというか、やりがいを持って健康で長く働き続けられる環境づくりにぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思うところであります。

次の項目に移らせていただきます。続きまして、もうかる水産業についてというふうな項目を立てました。

もうかる農業、もうかる林業、もうかる水産業ということで、県としてもこれまで取り組んできていただいています。

そんな中で、今年の2月定例会議において、知事は提案説明の中で、議案等の提案に先立ち、平成30年度における県政の展開方向について説明をしていただきました。その中で、平成30年度はみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の後半に入って、財政状況は非常に厳しいけれども、県民の不安を取り除き、暮らしや経済がよくなっていくと実感できるように、また将来世代を含め、夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるように、三重県の未来を

切り開くための挑戦をしていかなければならないと、こう立派なことをおっしゃっていただきました。当然のことだと思います。私も希望が持てる社会というのは非常に大事だというふうに思っています。

そのために、六つの取組を柱に県政を進めていくとおっしゃいました。

そのまず一つ目の柱の中で、三重で学び働くという部分の中で、その中の最後のほうでしたけれども、若者の働く場として第1次産業の魅力を高めるため、農業においてICTの活用による労働環境の改善や生産性の向上を促進していくと。水産業においては、経営体の協業化、法人化の取組を進めていきますというふうにおっしゃっていただきました。

ちょっとここで見ていただくのが、農林水産業の就業者数の状況なんですけれども、（パネルを示す）これで見てくださいと農業、林業、水産業と、1次産業をこの三つに分けて示してもらっています。これは経営戦略会議のときの資料で、今年2月の会議の資料です。年々、やはり就業者数というのは減少傾向にありますし、農業、水産業については上の折れ線グラフが60歳以上の割合でしたかね。そうですね。60歳以上の割合ということでもありますから、高齢化が進んでいると。林業のほうは若者の比率はちょっと高まってきているとは思いますが、全体の就業者数としてはやはり林業も減ってきているという形であります。

その担い手の事業主体なんですけど、（パネルを示す）なぜ協業化、法人化が1次産業において必要なかということで、これもその資料であります。

農業の主な担い手というのは、認定農業者という形であります。法人の占める割合が年々増加してきているというのが、農業の囲みの中の円グラフで示されています。

林業のほうは、中心的な担い手は認定林業事業体ということでもあります。法人の占める割合が大部分、当然のことながら林業という業種の性格上、事業体でやらないと、なかなか個人ではできないという側面がありますから、これはそのとおりだと思うんです。

ただ、水産業の主な担い手というところで、中心的な担い手は個人経営体

ということであります。やはりまだまだ家族経営ということが多いのではないかとこのように思うところであります。

そういう現状の中で、県としては私、(現物を示す)平成30年版の成果レポートを持ってきていますけれども、水産業のところで進展度はAという評価なんです。県民指標、活動指標のすべてで目標を達成しているということで、大きな県民指標は漁業者1人当たり漁業生産額、これ目標は毎年度3%増加ということであります。平成27年度、28年度、30年版ですから、29年度の成果までしか出ていませんけれども、年々、この3%はクリアしてきていると。目標値が漁業者1人当たりの漁業生産額が630万円のところで、実績値として759万円ということでありますから、一応目標は達成をしているということなんですけれども、しかしながら、そういう状況であれば、就業者数というのは増えてきてもいいんじゃないかなというふうには思うところであります。

県としては、大事な人材育成のところの取組をさせていただいてまして、(パネルを示す)これ、新規就業者数の状況です。先ほど一番最初に出した棒グラフは全体の就業者数、これは新規の就業者数の状況なんですけれども、農業、棒グラフのところを見ていきますと、平成23年から28年まで増加傾向にあるというふうに言えるんじゃないかなというふうに思うところです。

林業については、平成27年度までほぼ横ばいでしたんで何とも言えませんけれども、28年度は少し増えてきているということであります。

一方、水産業のほうは、これ、トレンドとしてはやはり減少傾向ではないかなというふうに思っています、漁師塾でこれまで13名の就業をさせていただいたりとか、現在も10名の研修中ということは伺っているんですけども、なかなか新規就業者数が伸びてこないということは、やはり県として成果レポートでおっしゃっている1人当たりの漁業生産額、増えてきますよということで、一定の成果は出ているというふうには示しておられるんですけども、このところはやっぱりもうかってないからではないかなと。生活の糧として漁業を選択できないからではないかなということを思うわけです。

そこでもうかる仕組みをどうつくっていくかというのは難しいところでありますけれども、県としては差し当たり協業化や法人化を促進していくということで示していただいています。この協業化や法人化というのは、何も平成30年度に限ったことではなく、過去にも取り組んでいただいていると思うんですけども、過去の取組やこの平成30年度の取組含めて、今の現状、どうということなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） もうかる水産業の実現に向けた、これまでの協業化、法人化の取組状況と、合わせて今年度の取組概要について御答弁申し上げます。

水産業における協業化、法人化については、県では経営力の強化や雇用力の拡大につながる重要な取組というふうに考えております。

協業化につきましては、作業の共同化や施設の共同使用による効率化、共通経費の削減等が可能となりまして、収益性の向上による経営の安定や規模拡大、高付加価値化等により大きなメリットがあるというふうに考えております。

また、法人化につきましては、会計上のメリットや資金調達力の向上など、経営のさらなる安定、強化を図るために有効な取組でありまして、近年、本県における水産業への新規就業者は、労働環境が整い、安定した収入が得られる法人への就職が半数を占めているというふうな状況にあります。

こうしたことから、県としても協業化、法人化の取組を積極的に進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、取組状況ということでございますが、これまで協業化につきましては主に養殖業におきまして取組が行われておりまして、県では、魚類養殖業において肉質の良好な伊勢ぶり、これの商品化による収益性の向上を目的とした協業化グループなどへの支援を行いました。

また、黒ノリ養殖業において、コスト削減や生産量の増加による収益性の向上、また就労環境の改善を図るため、個々の漁業者が機器導入していたも

のを、漁業協同組合が共同で利用できる加工施設を整備する取組に支援してまいりました。

一方、法人化につきましては、マダイ養殖業や真珠養殖業などにおいて、個人の養殖業者が規模拡大等による経営安定を目的に、法人化の取組が行われているというところでございます。

これらの取組につきましては、水産業の普及指導員による技術的な指導がありますとか、また活用可能な制度の紹介など、現場に寄り添った支援を行ってきたというところでございます。

県といたしましては、地域の水産業、漁村が若者にとって魅力的な働き場となるよう、協業化、法人化のさらなる促進を図りまして、安定した経営基盤を有する経営体の育成、確保に努めることが引き続き重要であるというふうに考えております。

このために、平成30年度から新たにということですが、複数の漁業種類の経営体が連携し、協業化を進めるとともに、収益性が高く賃金、労働時間が明確な若者に選ばれる法人の設立を目指します、地域漁業協業化、法人化モデル構築支援事業を開始いたしまして、県内にモデル地区を2地区設けまして、実態把握でありますとか経営分析と合わせました法人化に向けたプランづくりに支援をしているというところでございます。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 岡村部長、御答弁ありがとうございました。先ほど律儀な岡村部長のお人柄が見えたようなことだったので、私もちょっと丁寧におじぎをさせていただいたようなところです。

これまで本当に協業化や法人化することによって新規就業者、法人への就業者数は増えてきているという実態を捉えて、平成30年度としては特に注力をしてやっていたというところがよくわかりました。モデル地区が2地区ということですから、ここでの成果をしっかりと分析をして、そこで成功したからそっくりそのままそこでいいかという、魚種も違えば、

お人柄、風土も違ったりするので、このあたりは何がよかったのかという要因についてしっかりと分析をして、そこら辺を応用しながら他地区へ広げていただければというふうに思うところであります。

農林水産省が漁業者を対象に行った調査を見ました。意識意向調査です。やっぱり6次産業化がちょっとキーワードになってくるんじゃないかなと。要するに、とったものがしっかりとした価格で売れていくこと、そのことで当然とった方にも収益は入るわけですから、このあたりのところが重要なのではないかなと思って、協業化、法人化という部分をしっかりと注力化して取り組んでいただくということは大事なんですけど、全体通して6次産業化まで県として、あれもこれも難しいかわかりませんが、やっぱりやっていただきたいなという思いで、ちょっとその調査を見てみたんですけども、今後、積極的に取り組んでいきたいという漁業者の方は19%です。既に取り組んでいる方も13%あって、まあまあ、そこそこかなと思うんです。

ただ、取り組みたいと思うけれども、加工販売まで自ら行うのは難しいという形で回答した方、45%、約半数の方が、やってみたいけれども、多分無理や、うちでは無理やということだと思います。それこそがやっぱり個人経営というか、家族経営体が多いということだと思いますので、協業化をしていくとともに、その川下のほうというか、消費者に近いところへそのとったものが運ばれていくように、胃袋に届くようなそういう支援を考えていただけないかなというのが私の思いでありまして、折しも食の産業振興ということでやっていただいている、伊勢志摩サミットの成果を捉えて見直しもされて、農産品とかの海外への展開ということにはしっかりと注力をいただいているというふうには感じているんですけども、水産品についても三重県、水産県というふうにしても過言ではないとは思っていますから、そのあたりのところ、何がいいのかというのはなかなか難しいかもわかりません。

例を挙げますと、よくあるのが直接販売ですよ。市場で売るとかそういうもの。水産加工品の製造販売、加工もして販売をしていくとか、あとは広い意味で6次産業化ということで漁業漁村体験とか、あとは漁家の方が民宿

や旅館を経営して、とれたものを来ていただいたお客さんに直接その胃袋へ届けていくということとか、あとは漁家レストランとか釣り船なんかの経営もそうなのかもわかりませんが、そのあたりのところ、漁業者の方々の思いというか、やってみたいと思うけどというところを、ちょっと詳細も調査しながら今後の施策の展開、新たな施策の展開というのは検討いただけないかなという要望をして、この項目は終わりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の項目であります希望の持てる「ものづくり」に向けてと題しました。

ものづくりでございますので、四日市市、ものづくりが盛んです。四日市市を中心という語弊があるかもわかりませんが、県の北勢地域ではものづくりが盛んなんですね。

そのものづくりを日ごろサポートしていただいている県工業研究所なんですけれども、この県工業研究所、私も昨年になるのかな、日電池の講演会というか、研修会があって私もお邪魔をさせていただきました。関心のあるテーマで、自分の時間の都合が合えば、雇用経済部からお知らせいただいている、そういう研修会なんかにAMICへ行ったりとか、県工業研究所に行ったりとかよくするんですけれども、先般、県工業研究所に行ったときに、非常に古いなど。この建物で果たして大丈夫なのかというふうに思ったわけです。以前から古い施設だなというふうには思っていたんですけど、まずはこの県工業研究所、いつ建ったのかということとか、あと中で使っておられる分析機器、試験機器、この辺は十分に整っているのかどうかという現状についてお聞かせいただきたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、県工業研究所の現状について御答弁を申し上げます。

まず、いつ建ったかというお話でございますけれども、津市の高茶屋にございます本所が昭和47年、桑名市にございます県金属試験場が昭和52年、県窯

業試験場、これは四日市市にございます、昭和43年、それから県窯業試験場の伊賀分室が61年ということになっておりまして、相当年数はたっているという認識は持っております。

続きまして、現状でございますけれども、県工業研究所では、町の技術匠として、企業の課題解決を支援するための技術相談、依頼試験、機器開放に加えまして、ものづくり産業や次世代エネルギー関連の共同研究といった技術支援を行っておりまして、昨年度は約1万3000件実施をしております。

また、産学官連携をさらに強化することで、県内各地域の実情に応じました中小企業、小規模企業の振興を、具体的、計画的に実施するため、みえ産学官技術連携研究会を平成29年度に発足をさせていただきました。

この本研究会では、地域資源、基盤技術、成長分野、広域連携の4分野で11の検討会を設けまして、県内企業の技術課題を解決するため、共同研究や産学官プロジェクトの創出などに取り組んでいるところでございます。

中小企業、小規模企業の技術支援のために不可欠となります基盤的な評価装置や分析装置などにつきましては、その性能、精度の維持の観点から、10年程度を目安に更新するのが一般的ではございます。

しかしながら、現在、県工業研究所が所有する装置は、10年から20年以上経過しているものが大半という状況でございます。

また、最もニーズの高い電子顕微鏡や蛍光X線分析装置などについては、津の本所にしかございませんでして、他県の公設試験場などを紹介するケース等が増加をしております。

一方、最先端の機器につきましては、東海3県1市の公設試験研究機関が広域利用を目的に共同申請し、国の採択を受けたことで、3年前にはハイブリッド成形機を導入し、今年度も砂型3Dプリンタを導入する予定となっております。

また、鈴鹿工業高等専門学校などの高等研究機関との連携協定によりまして、それぞれが保有する設備機器の相互利用などを進めているところで。

さらに、DMG森精機との包括連携協定に基づきまして、年度内に最先端

5軸加工機の無償貸与を受ける予定となっており、自動車、航空宇宙分野などのものづくり技術の高度化を支援することとしております。

近年、県内中小企業、小規模企業は、熾烈な競争に対応することが求められておりまして、今後も県工業研究所に対する期待は大変大きいものがあるというふうに考えております。

財源は厳しい中ではございますが、県内企業のニーズに応えられるよう、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 現状についてお答えをいただきました。

古いものからいくと県窯業試験場は昭和43年、本所のほうが47年ということでありまして、金属試験場も52年、伊賀分室は61年。建物が古いからだめというつもりは毛頭ないです。

ただ、先ほど基盤評価をしていく機器類、電子顕微鏡でありますとか、蛍光X線分析装置とか、そのあたりも10年を超えて使って20年近いようなものとか、これ、もうここではお示ししてもらうことを求めませんけれども、中にある機械のそれぞれの最初に設置した年数とか、ばあっと一覧でいただいたら相当なものがあるのではないかな。

こういう分析機器、私も病院で働いていたところに分析機器を扱ったことがある者としては、大事に大事に当然使いますよ。使いますけれども、もうやはり金属疲労だとか磨耗だとか様々なもので部品を交換しなきゃいけないことというのは絶対あるわけですよ。その部品が恐らく10年超えてくると、多分メーカーに在庫があったらラッキーという形だと思うんですよ。そんな状況の中でやっていただいている、果たして大丈夫なのかなというふうに私は思うんですね。

先ほどこの2番目の項目、あるべき姿のところに入っていきわけですが、村上市長の答弁の中に、中小企業の抱える様々な課題とかを拾い上げて町の技術医として1万3000件相談に乗って支援をしてきましたよとか言っていたりとか、高等教育機関との連携のもとでいろいろやっていきま

すよというお話はいただきました。経済産業省なんかの補助金なんかですと、恐らく研究の非常にとんがったところ、先端のところはスキームがあったりすると思うんですよ。

だから、そうなんですけど、ただ本当に基盤というか、基礎のところの機器類がそろってないと話にならないのではないかなというふうに思うわけです。他県を紹介して事業者の方に行っていただくわけですよ。行っていただくのか、その製品を送るのかやり方はいろいろあると思うんです。三重県として、県工業研究所、じゃ、何のために設置しているのかということについて、これ改めて問うということはもうやめますけれども、まさにこの中小企業が抱える様々な課題を拾い上げて、町医者的な機能を発揮して、要するに高度な病院の専門機器がすごくそろっている病院の医者ではなくて、気軽に敷居が低くて、あれ、ちょっとうちの製品、不良品が最近よく出るぞ、原因は何だろうって持ち込んで相談に乗ってもらったり、いろいろ苦労して夜中までかかって新製品の開発して、じゃ、これ、耐久性、どうなんやろう試験してほしい、何か試験してもすぐ壊れるんや、じゃ、細かくマイクロで、電顕で見てみたらわかるんじゃないかと思って持ち込もうとしたら。それでは、町医者的な機能が発揮できないと私は思うんです。

新しい機械を入れるにしても、もう昭和40年代に建った建物だったら、恐らく配管だとかそういうものというのは、そこへ入れ込もうと思ったら大変難しいというか、できないことはないでしょうけど、結構コストがかかったりするんじゃないかなというのは、専門家ではないのであれですけど、私も新しい機械を入れるときに、ああ、こういうところにこんな配管が来ないと駄目なのかとか、ガスボンベをここに置くんだったら、こういうふうなハードの整備をせなあかんのかと気づいたことがあったんですけども、そういうことからすると、箱自体をもうちょっと見直す必要があるんじゃないかなと思っています。

ただ、財政健全化に向けた集中取組期間であります。なかなかその箱をつくるということについては難しいというふうには思ってますけれども、この

あたりについて3番のハコ物抑制というところに移っていきたいんですけども、その集中取組では県有施設、箱物については原則として新たなもの、建てかえを含む、の着手を当面見合わせるというふうに言っていたと思います。将来、県有施設、箱物の新設または建てかえを行おうとする場合には、1、県民ニーズに基づくか、2、今後の人口推計や維持費を十分考慮、3、市町や近隣県の既存施設を有効に活用することで目的が達成できないかということなんですけれども、総務部長にお伺いします。当面見合わせるというのは、非常にカチッとしましたもので検討すらしめないという状況なんですか。お答えください。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 御質問がありましたように、本県では現在、施設の維持管理費だとか交際費の抑制を図るために、当面の間、投資的経費を抑制することにより、県債発行そのものの抑制に取り組んでおるといっております。

こうした中において、今後の県債の新規発行をさらに抑制していく方策の一つとして、集中取組期間の最終年度でもある平成31年度においてまで引き続き、原則として新たな箱物の着手を見合わせることでありますけれども、それ以降についてでございますけれども、集中取組の成果をその時点の財政状況も考慮した上で、取組を継続すべきかどうかということは検討していきたいと思っております。

現在においても老朽化している既存の施設において、安全面で著しい問題が生じるおそれがあり早急な対応が必要な場合だとか、施設改修を先送りせず適時に速やかに行うことによりトータルの維持修繕費が軽減できる場合も考えられるため、施設の実態に応じて柔軟な対応に努めていきたいというふうに考えております。

また、集中取組の一環として施設の見直しを実施しておりますけれども、見直しに当たっては、県有施設そのものの必要性から議論し、廃止や統合を含めたあり方を検討することで、維持管理費総額の抑制を図るとともに、新

たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上を図る両面の観点から取り組んでいるところでございます。

その中では、多様な見直し方策を幅広く検討しておりますけれども、例えば老朽化した複数の建物を建てかえる際には、それらを一つに複合化して建築することで、全体の維持管理に要するコストを軽減させる整備手法も考えられるところでございます。

箱物抑制期間中ではありますが、このような観点も踏まえつつ、将来の施設のあり方について十分かつ柔軟な見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。柔軟な対応をしていくこともやぶさかではないということなんでしょうけど、ただ厳しいですよ。そこは十分わかっています。

私、思いますのは、平成31年までは原則凍結ということであれば、それまでは当然建てられないし、31年でその後、継続していくかどうかを含めて検討していくということですけど、何らかの形では、今ほどのものかどうかは別として、財政健全化に向けた取組は継続をしていかなければならないんじゃないかというふうには私も思うところであります。

であれば、すぐさまつけれないんだったら、その前に県工業研究所が要るのかどうか、ものづくりの、特に中小事業者の皆さんに対する技術医、町医者、これが要るかどうかという検討は要ると思うんです。県民ニーズがあるかどうかという、その検討をまずはした上で、恐らくこれは要るでしょう。これからも次世代自動車関連産業でありますとか、航空宇宙産業にこの三重県の強みを生かしていくんや、展開していくんやと言っているんですから、私は必要だというふうに思います。

ナノファイバーだとか新素材の分野もしっかりやってもらっているところもあります。高等教育機関でいろんなこと、三重大学や鈴鹿工業高等専門学

校や様々な高等教育機関と連携をしてやってもらっていることがあるんやから、それをもう廃止ということにはまずならないと私は思います。だから、要るんだろうと思うんですね。

2番目の箱物をつくるとき、建てかえも含めてつくるときの基準としては人口推計。人口推計、どんどん減っていくから、じゃ、その分野切り捨てるということには絶対ならないし、維持費については十分考慮しなきゃいけないと思いますけれども、近隣の既存施設を有効活用することで目的が達成できないかと。これはもう今やっているわけですよ。近隣の他県の公的な、公設の研究機関に試験を依頼したりとか、紹介しているということで。それでは、私は県内事業者の皆さんの技術力というのは高まっていけないし、人材も育成できないと思うから、これはつくるんだろうというふうには思うわけです。

ただ、つくるために、今申し上げた事業者の皆さんにニーズがどこにあるのか、または高等教育機関におけるシーズがどんなものがあるのか、さらに調査をして県としても研究をしていきながら、それらをきちっと連携できるようなものを、今この建てられないからこそ時間がある、その期間にやっていくべきなんではないかなというふうには思っています。

このことについては雇用経済部でやっていただくことだと思うんですけど、財政を預かっていただいている総務部としては、その検討する段階でも余りお金のこと、お金も必要なんですけど、総事業費、必要になってくるんですけど、あんまり最初から締めつけずに将来にわたって県としてどういうものが必要なのかということを県庁全体で、これ戦略企画部も入って当然いただかなきゃいけないと思います。で、検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。

そこで、より長期を見据えた展望についてということなんですけれども、みえ県民力ビジョンはおおむね10年先を見据えてやってもらっています。

ただ、昭和43年にできたものや、47年にできたものをこの平成の今も使っているわけですよ。

だとすれば、10年先を見据えたものでは僕はだめだと思って、このビジョンの中にもより長期な展望ぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ県民カビジョンの中などに超長期的な展望を示してどうかということについて答弁いたします。

20年、30年、50年先といった超長期的な展望を持って、政策を検討することについては、例えば科学技術振興や少子化対策などの分野では必要なことであると考えております。

一方、総合計画である、みえ県民カビジョンは、おおむね10年先を見据え、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性をお示しするとともに、行動計画として、当面4年間の全ての分野を網羅する実現可能な取組を取りまとめております。

多くの個別計画にあっても、10年から15年間の見通しのもとで、当面する数年間の実施計画を定める形になっております。

変化のスピードがますます著しくなり、先行きを見通すのが困難になることが見込まれる中で、超長期の視点から議論を行うこと自体は大変有意義であると考えております。

一方で総合計画などについては、行政として県議会の皆様に対してもコミットメントをし、PDCAを回して成果を報告するという性質を持つものでありますので、その中で展望をお示するという方法については、さらなる検討が必要ではないかと考えています。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。知事のもっと熱い答弁かなと思ったんですけど、割とさらっとしてたんで。

ただ、みえ県民カビジョン、県政ビジョンを全てにおいて長期でということとは当然求めるものではありません。そんなことは非常にナンセンスだと思ってますので、やはり10年先でいいんですけども、ただ、そういう県試

験研究機関などは、県工業研究所などに限らず全庁的にやはり、戦略会議だとかいろんな有識者の御意見も多分いただいていることだと思うので、そういうことも含めて胸のうちに秘めながら三重県として取組をしていっていただきたいなということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 30番 中嶋年規議員。

〔30番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○30番（中嶋年規） 自由民主党県議団、志摩市選出の中嶋年規でございます。議場での20回目の質問をさせていただく機会をいただきました。

まずは、台風第24号への御対応をいただき、関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、いまだ停電等続いておりまして、日常に戻るために御努力いただいていることに対しても、深く敬意を表したいというふうに思います。一日も早い日常化へ戻ることを期待するところでございます。

さて、まずは2点、ちょっと御要望したいことがあるんですけども、一つ目は何回かこの議場でも伊勢志摩サミットのレガシーとして導入を御提案させていただいてきました伊勢志摩ナンバー、いよいよ2020年度から導入ということになりまして、本日10月1日から1カ月間、志摩市だとか伊勢市だとか鳥羽市、それから明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、それぞれの市町のホームページから、図柄の六つほどデザインが上がっておりまして、その人気投票が始まりました。ぜひそれアクセスしていただいて、そこに住んでいらっしゃる方でも投票できますので、お願いしたいと思うところでございます。

もう一つ、要望としてなんですけど、来年、6月28日、29日に大阪府でG20のサミットが開催されます。今日も伊勢志摩サミットのときのラペルピンをつけてきたんですけども、これ、いまだに大変好評でございまして、ぜひ観光の面もそうですけれども、真珠振興の観点からもG20サミットにおきましても三重県の、日本のアコヤ真珠を御利用できるような働きかけをぜひと

もお願いしたいなと思うところでございます。

それでは、発言通告に基づきまして質問のほうへ移らせていただきますけれども、御代替わりを迎えて～不易流行の観点からということで、先ほどの田中智也議員とのやりとりの中の最後のあれですけれども、超長期の観点からの議論になりまして、かなり理念的な質問になりますけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

昭和から平成へ変わったのは、西暦でいいますと1989年1月8日であります。そのとき、鈴木英敬知事は多分中学校2年生ですね。私も大学生でありまして、そのとき、ちょうどアメリカのほうへ留学させていただいておりまして、立ち寄ったスーパーマーケットの地元の小っちゃい新聞のトップに、小渕内閣官房長官が平成という文字を撮った写真を見て、ああ、時代が変わったんだなということを知った、ちょっと衝撃的な思い出がございます。

この平成の時代もいよいよ来年、7カ月後には御代替わりをされるということでございまして、この平成の時代を振り返りまして新しい時代に向けて松尾芭蕉が唱えております不易流行、残すべきものと変えるべきもの、この観点から幾つか所見を伺いたいというふうに思います。

まずは、経済、産業面であります。

平成の時代、日本をめぐる経済情勢は大きく変動しました。平成3年にバブル経済が崩壊し、就職氷河期が到来しました。平成7年には本格的なグローバル化となるGATTウルグアイラウンドに基づく農産物を含めた貿易の自由化が大きく進展をいたしました。平成9年にはアジアの通貨危機、そして金融危機。平成20年にはリーマンショックと失われた20年とも評されまして、平成22年には中国が我が日本を抜いて世界第2位の経済大国へととなりました。

また、平成7年に阪神・淡路大震災、平成23年、東日本大震災をはじめとする大規模自然災害が幾度となく発生し、サプライチェーンへの断絶への対応など企業のリスク管理の必要性というのが非常に高まった時代であります。

需要面で見ますと、大きな影響があったのが消費税の導入でありまして、

来年のこの10月1日には10%に上がる予定であります。

こうした経済面での数多くの出来事があった中、本県経済をマクロデータをもとにちょっと振り返ってみたいと思います。(パネルを示す)資料をつくっていただきました。事務局の皆さんにも御協力いただきまして、ありがとうございました。

まずは県内の実質総生産でございますが、平成13年を底に、リーマンショックで一時落ち込むものの回復基調でございます。全国順位、この赤線でございますけれども20位前後で推移しております。

(パネルを示す)次に、製造品出荷額等でございますけれども、これはバブル崩壊、またアジアの通貨危機等で落ち込んでからリーマンショックまで順調に伸び、リーマンショックでがくんと落ち込んだわけですけれども、その後は堅調な動きをしております。全国順位も平成14年からトップ10以内を維持しておるところであります。

(パネルを示す)次に、県民所得なんですけれども、リーマンショックでの落ち込みがあるものの着実に伸びておりまして、シャープが亀山市で操業をスタートした平成16年から全国順位は一桁台を維持しています。

次の資料へ行きます。

(パネルを示す)これ、ちょっと見なれない資料かと思うんですけれども、スカイラインチャートというのがありまして、これは本県の産業構造がわかる図であります。これ、縦軸なんですけれども、この縦軸は100%のところは線を入れてありますが、まず下に39の部門の業種があるんですね。第1次産業から第3次産業まで。この100%を、この緑色のところが超えているのは、県内の需要よりも県内の生産力、供給力のほうが上回っているということでもあります。この横軸なんですけれども、これは県内経済に占める割合でありまして、これを見ますと、だから、おデブで背が高いほど、県内経済を牽引しているということになります。

これを見ますと、第2次産業の構成比率というのが、これ6割のラインなんです。三重県の場合は6割を占めておりまして、特に輸送機械、それか

ら電子部品、それから化学製品が高い比率にあるということがわかります。

これは平成23年のものでありますが、12年、17年のチャートも確認しましたけれども、大きく傾向は変わっておりません。

そこで、お伺いをまずいたします。この平成の時代の三重県経済は、リーマンショックによる一時的な落ち込みが見られたものの、製造業、特に輸送機械、電気部品、化学製品を中心に全体として堅調な動きをしてきたわけですけれども、この成功要因をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

また、この成功要因を引き継ぎつつ、第4次産業革命やさらなるグローバル化が進む中、新しい時代に向けて三重県の製造業がよりしなやかに力強くなるために、県としてどのように取り組んでいかれるか、お伺いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、リーマンショック後の製造業を中心に全体としては堅調な動きをしてきたことについての成功要因と、それから三重県の製造業がよりしなやかに力強くなるために、今後どのように取り組んでいくのかということに対しまして、あわせて御答弁を申し上げます。

リーマンショックに端を発する世界同時不況の影響が色濃く残る中、平成24年に、みえ産業振興戦略を策定し、現場主義を徹底しながら、企業や県民の皆さんとともに、強靱で多様な産業構造の実現を目指して取り組んでまいりました。

具体的には、戦略的な企業誘致として、研究開発施設やマザー工場など、高付加価値化につながる投資を促進してまいりました。

また、新規誘致だけではなく、県内企業の再投資にも注力することとしまして、全国初のマイレージ制度を創設し、企業誘致活動を展開するとともに、操業後のサポートも実施してまいりました。

さらには、伊勢志摩サミットを契機に、外資系企業の誘致を強化したところでございます。

その結果、我が国を代表するエレクトロニクス関連企業のマザー工場化や、

素材関連企業の研究開発機能の強化、高い技術力を持つ外資系自動車部品企業の誘致につながってまいりました。

また、平成26年に三重県中小企業・小規模企業振興条例を施行し、特に、ものづくり産業に携わる中小企業、小規模企業の振興に力強く取り組んでまいりました。

例えば、技術開発、課題解決の支援や技術交流会の実施、三重県版経営向上計画の作成支援や認定後のフォローアップなどを、三重県産業支援センターや商工団体と連携して進めてまいりました。

その結果、戦略策定時に全国最下位レベルにございました県内ものづくり中小企業の売上高に占める付加価値額の割合、いわゆる付加価値率は全国平均に肉薄をしてきておりまして、こうした取組も、ものづくり産業を成長させてきた要因の一つだと考えております。

さらには、新名神高速道路や東海環状自動車道をはじめとしました道路交通網の整備等による操業環境の向上も、ものづくり産業の成長につながったものと考えております。

こうした県の取組などに加えまして、経済活動の中心である産業界の関係者はもとより、県民の皆さんの御努力こそが、大きな成功要因だったというふうに認識をしております。

次に、今後の取組についてでございます。私たちは、過去からの延長線で描くことができない時代環境の大きな変化を迎えております。

第4次産業革命をめぐるグローバル競争の激化、I o TやA Iなどによるシェアリングエコノミーの進展、さらには世界的な人材獲得競争の激化、そしてアジアへの世界経済の重心シフトなど、世界経済を取り巻く環境の変化を意識し、対応していかなければなりません。

リーマンショックから10年が経過し、こうした社会経済情勢等の変化を踏まえ、おおむね10年先を見据えた産業政策のあるべき方向性を示すため、みえ産業振興戦略を全面改訂すべく検討を進めているところでございます。

その中では、10年後の三重県産業の姿をイメージしながら、その実現に向

けた取組方向等を検討しております。

例えば、ものづくり産業では、あらゆる分野で多くの企業が I o T、A I 等の I C T 技術を最大限に活用し、力強く付加価値額を増加させています。

主要産業の一つでもございます自動車関連産業では、エンジン車の分野の持続的な成長もある中で、電気自動車などの次世代自動車分野が成長してきており、部品の種類の変化、部品点数の減少、サプライチェーンの変化等が起きております。

また、I C T や地域の特性を生かして、多くの企業が新たな製品やサービスを生み出し成長するとともに、県内に本社を置く株式上場企業数も拡大するなど、若者にとって魅力のある企業が増加しております。

さらに、単純な作業が A I やロボットによって処理されるとともに、I C T を活用したテレワークも一般的となっており、大都市に行かずとも地方にいながら直接世界につながることが可能になっています。

これらを実現していくためには、オープンイノベーションを促進していくことが大切であり、今後は、知恵や知識、そして技術を国内外から積極的に取り込み、それらを組み合わせ、あるいはつなぎ直していくことで、新しい価値を生み出し、成長していけるよう取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、強みであるものづくりと第 4 次産業革命を一体化させて次世代につながる産業としていくこと、食など三重の地域資源をもう一度棚卸しする中でクリエイティブな視点を組み込んで、さらなる付加価値を創出していくこと、さらには、そのベースとなる人づくり、中小企業、小規模企業の振興にも取り組んでいくことが重要だと考えております。

今後も、三重県のものづくり産業が、よりしなやかに力強くなるために、粘り強く、強靱で多様な産業構造の実現を目指すこととし、主要産業の振興に加え、成長しつつある食関連産業や航空宇宙産業の振興にも取り組んでまいります。

その際、今後も、企業のニーズ、現場の声をしっかりと受けとめ、政策の推進に生かしていきたいと考えております。

[30番 中嶋年規議員登壇]

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。この平成の時代において、やっぱり産業界の努力、それとそれに対しての県の企業誘致をはじめとする産業政策がうまくフィットしたというところが、この三重県の製造業の顕著な動きにつながっているんだということの分析をいただいたところでございますし、その姿勢を変えずにクリエイティブな体制を、姿勢を持ちながら産業界の声に耳を傾けながら新しい時代を見据えての、新しい産業振興戦略の展開、期待したいところであります。

次に、農林水産業のほうの話に行かせていただきたいんですけども、先ほど田中議員のほうからも御質問ありましたが、水産業中心にありましたけれども、私のほうは、（パネルを示す）これ、生産額の推移をまとめてまいりました。先ほど就業者数のあれがあったんですけども生産額、これを見ると、一番上が農業で、次が水産業で、一番下が林業ということなんですけれども、見るとおり生産額は右肩下がりであります。

あと、就業者比率をごらんいただきますと、（パネルを示す）第3次産業が増えてきていて、比率的に第1次産業は減っているんですけども、第1次産業の比率というのは、もうずっと1%を切った状態であります。

このような状況に陥っている要因としましては、諸外国との競争の激化であったりだとか、投資や労働に見合う対価が乏しいことによる転職の増加、後継者の不足など様々考えられますし、この議場でも議論があったと思います。

一方で、ICTの活用による新しい生産技術の開発であったりだとか、あと田舎暮らしや自然志向で第1次産業に新規就業を希望する都会からの移住者の増加など、明るい兆しも見えてきておるところでございますけれども、新しい時代に向けて三重県の農林水産業の活路をどのように切り開いていこうと考えているのかお尋ねいたします。どうぞお願いします。

○農林水産部長（岡村昌和） 農林水産業の活路をどのように切り開くのかということでございます。

農林水産業は、県民の皆さんの生活や経済を支える重要な産業であるというふうに考えておりますけれども、一方で農林水産業を取り巻く状況は厳しく、グローバル化の進展や生産物価格の低迷、また従事者の高齢化や担い手の不足など、多くの課題を抱えているというふうに考えております。

このような中、将来にわたりまして、三重県の農林水産業を持続的に発展させていくためには、収穫物の付加価値を高め、マーケットインの視点で経営を行う農林水産業への転換を一層進めるということが重要と考えております。また、新たな発想で行動力あふれる若者の参入を強力に推進していくこと、これも重要であるというふうに考えております。

県では、こうした認識のもと、次代を担う人づくりをはじめとしまして、生産体制、生産基盤の整備、そして国内外への販路開拓に関係者が一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、これを基本としながら、具体的には、みえ農業版MBAの養成塾や、みえ森林、林業アカデミーによりまして、先進的、革新的なビジネスを展開できる人材の育成や、法人化、協業化などを通じた若者に魅力ある経営体の確保育成を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、生産性向上や働き方改革につながりますICTでありますとか、AI等を活用いたしましたスマート化の推進や、それらを支える生産基盤の整備、国際水準GAPや水産エコラベル等の認証取得による世界に通用する経営展開の促進、また販路拡大におきましては首都圏やアジアなど、ターゲットを明確にした販路開拓や輸出の促進などに注力をしていきたいというふうに考えております。

これらの取組によりまして、次代を担う若い人たちが、新しい時代に向けて夢や希望を持って農林水産業に挑戦し、活躍し続けられるよう、オール三重の体制で、もうかる農林水産業の実現を目指し、本県の農林水産業の活路をしっかりと開いてまいりたいというふうに考えております。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。これまでもマーケットインで

あったりだとか、人材の育成だとか、ターゲットを絞った販路開拓だとか、そういったことにも取り組んでこの結果の中でいきますと、まさに新しい発想も必要になってくるのかなというところがあるかと思いますが。私自身もそれを今持ち合わせているわけではないので、深く議論することができないのは非常に残念ではあるんですけども、ぜひとも人口が減っていく中で、それでもやっぱり食料供給の中心となる第1次産業を今後、どうしていくのかということについて、多くの若い方の御意見も聞きながら、ぜひ考えていっていただきたいなと思うところであります。

次に、観光産業のほうへ行かせていただきたいと思います。

これまで本県では神宮式年遷宮が平成5年と平成25年の2回行われております。平成16年には、紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録され、28年には伊勢志摩サミットの開催を迎えました。

また、本年30回目を迎えます鈴鹿サーキットでのF1日本グランプリといった国内外から注目される諸行事が開催されております。

また、平成6年には世界祝祭博覧会、10年には、みえ歴史街道フェスタ、11年には東紀州体験フェスタ、29年、昨年はお伊勢さん菓子博など大規模イベントも開催していただいております。

また、民間施設のほうに目を移しますと、平成2年には鳥羽水族館の新館、平成6年、志摩スペイン村、平成7年、モクモクファーム、平成10年、なばなの里、平成24年、アクアイグニスなど魅力的な集客施設が開業してきたわけであります。

ハード面では、先ほどお話がありましたように高速道路網の整備、それから近鉄で言いますと志摩線の複線化、平成6年の関西国際空港の開港、17年中部国際空港の開港など基幹交通網の整備が一定なされてきたところであります。

ここでお尋ねなんですけど、平成の時代に開催されたこういった国内外から注目される諸行事だとか、大規模イベント、観光施設の開業、空港、高速道路などの基幹交通網の整備が、本県の観光振興にもたらした成果と課題をど

のように考えているかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、次に未来に向けた話で、じゃらんリサーチセンターというところがまとめた、2030年観光の未来需要予測研究というのがありまして、それをちょっと紹介したいというふうに思います。

(パネルを示す) これは東議員のほうからも触れていただいたものなんですけれども、旅行者の動向予測としましては、団塊の世代ジュニアが50代になり、20代から40代人口が約4割減少する、また未婚者が増加するという中で、平成28年と比較しまして宿泊旅行をする人口が10%から14%減るという見込みがあります。これによって、アクティブ旅行だとかテーマパークの人氣が落ちるのではないかという予測もあります。

インバウンドにつきましては、現在の倍の6000万人へ増えるだろうと。中国からの旅行者の影響も大きいけれども、欧米やオーストラリア、インドの中間所得層も増加する見込みであり、この結果、日本人旅行者と外国人旅行者の比率でありますけれども、この資料7：3から2：1へと書いてあるんですが、正しくは7対1から2対1でありました。ちょっと御指摘をいただきましたので、修正をこの場でさせていただきたいというふうに思います。

次に、旅行ニーズと観光地の姿でありますけれども、宿、食、温泉のニーズは引き続き強い中で、インバウンド向け体験コンテンツ、田舎暮らし体験などの、そういったものが主力商品になるであろうと。

例えば、日本風の旅館というのが、その受け皿になるという可能性も想定されております。

宿泊施設につきましては、人手をかけた高級志向かA1やロボットを利用した格安志向に分化する。

また、誰が訪れても楽しめるように整備された、欲しいものが取りそろえられているという英語の意味なんですけどもアソート、アソート型観光地がターゲット特化した観光地に分化するとともに、この中で、さらに外国人受けするものと日本人受けする観光地へ分かれていく可能性というものを指摘しています。

こうした将来の姿をもとにバックキャストिंग、そこから戻って観光戦略を立てられるマーケティング力が地域に求められるということが予測されておりまして。

また、先日の中川正美議員の質問に対する知事答弁で、リニア中央新幹線、高速道路ネットワークの進展だとか、中部国際空港の2本目滑走路の実現、空飛ぶタクシー、水陸両用飛行機の実用化など、アクセスの飛躍的改善の可能性であったりだとか、バリアフリー観光の重要性の高まり、外国人旅行者にもストレスフリーな受け入れ環境の整備といった観光地みえの将来像も示されたところであります。

そこでお尋ねいたしますけれども、平成の時代の本県観光における成果と課題も踏まえて、観光産業をさらに伸ばし成長させるために、新しい時代に向けた観光戦略をどのように描き、取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） まず、観光につきまして、平成の30年間を振り返ってみますと、平成の時代に行われました2回の式年遷宮や大規模イベントの開催、インフラの整備等が観光振興にもたらした最大の成果は、平成28年の伊勢志摩サミットの開催であると考えています。

サミットの開催は、伊勢神宮をはじめとする日本らしい歴史や伝統文化、伊勢志摩国立公園をはじめとする自然、洗練された食材と伝統が育む食、おもてなしの素晴らしい観光施設、インフラ等の総合力が評価されたものであり、三重県観光の強みそのものだと言えます。

さらにこのサミットの開催により、知名度が向上し、欧米などからの外国人観光客やMICEなど国際会議の増加とともに、観光地としてのレベルアップなどの効果が出ています。

しかし、今後の観光を取り巻く状況としましては、我が国の人口減少と高齢化の進行による日本人観光客の減少が見込まれる一方、訪日外国人旅行者はますます増加しています。

しかし、本県におきましては、平成29年の宿泊数に占める外国人宿泊数の

割合が4%と全国平均の16%とは大きな差が生じており、日本人の宿泊に依存する状況から脱却できていません。

また、高速道路ネットワークの整備に伴い、本県への日帰り旅行エリアが拡大しています。さらに、宿泊施設等における人手不足も課題となっています。

地域間競争を勝ち抜き、観光で地域振興を図っていくためには、インバウンド誘致と宿泊を生む観光地の魅力アップに今まで以上に、オール三重で取り組んでいく必要があります。

そのため、インバウンド誘致に当たっては、今後、旅行のトレンドをリードするミレニアル世代、つまり、現在の18歳から35歳は、趣味旅行など自由度の高い、体験を主とした個人の旅行を好むとされており、この世代をターゲットに体験メニューの充実や、この世代に影響力を有するSNSを活用し情報発信に力を入れていきます。

さらに、観光関連産業を伸ばし、成長させるため、今から10年先となる2030年ころの三重の観光の姿を的確に見据え、コアターゲットへの重点的な働きかけ、コアターゲットが旅に求めるものは何か、技術革新と観光産業を担う人材の育成、確保といった視点も入れながら、次期観光振興基本計画の策定に向け取り組んでいきます。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。ミレニアル世代がこれから旅行者の中心となっていく中で、我々との発想の違いだとか、もともと生まれてからITにはストレスフリーで育ってきた世代でありますので、そうした世代を対象に強化をしていただきたいと思いますという中で、オール三重という言葉もいただきました。

伊勢志摩と伊賀を結ぶ、伊勢志摩と東紀州を結ぶ、伊勢志摩と湯の山を結ぶ、そういう地域地域の結びつきをもっと強くしていただきたいと思いますし、さらに他県も含めた昇龍道とかありますけれども、関西、中部圏、こういう広い視点での観光振興の取組というものをさらに強化していただきたい

など思うところであります。ありがとうございました。

では、次の質問に入らせていただきます。地方自治制度を振り返ってという観点でお聞かせいただきたいと思います。

平成の時代というのは、地方の時代とも言われまして、様々な制度改革がなされました。平成12年には機関委任事務の廃止、国の関与の法定化、権限移譲などの地方分権一括法の施行、平成15年から18年には、平成の市町村合併が行われました。平成17年には国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革からなる三位一体の改革、平成18年には義務づけ、枠づけの見直し、県から市町への権限移譲、提案募集方式の導入など、地方分権改革推進法の施行がなされたところであります。

平成の時代、本県は4名の歴代知事が就任されていらっしゃいました。こうした国の制度改革を受けながら、歴代の知事はそれぞれ県政の方向性を定める総合計画の策定や行財政改革の取組を展開していらっしゃいました。細かな一つ一つは割愛しますが、それぞれ私なりに勝手に歴代知事の県政運営における理念や理想を振り返りますと、田川県政では福祉の充実と地域開発の推進を積極的に進めた大きな政府の推進であったかなと。北川県政におきましては、市場原理主義に基づくニューパブリックマネジメントと呼ばれる小さな政府の推進であり、野呂県政は公のあり方を見直し、文化力を柱に置いたニューパブリックガバナンスの推進であったかなと思うところであります。鈴木県政におきましては、まだ継続中ではありますが、新しい豊かさを高め、アクティブ・シチズンと協創して地域づくりを進めるという意味では、第三の道というといいのかなと思いつつながら、勝手ながらに分類、分析するところでありますけれども、平成の時代に進められた地方自治制度の変革に、歴代知事のもと、県政も対応してきたと思っております。

そこでお伺いですが、平成の時代に進展した地方分権や市町村合併など地方自治制度が大きく変わる中、これまでの県政における対応についてその成果と課題をどのように考えるかお尋ねしたいというふうに思います。

次に、新しい時代に向けた議論としまして、総務省が取りまとめた自治体

戦略2040構想というものがあります。

2040年ごろには、かなり高齢人口がピークとなり、そして三大都市圏へ人口集中するというふうなことになって、住民サービスが維持できなくなるような地域が出てくるという危機感のもと、地方自治体は人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要と唱え、そのあり方をつくりかえる必要があると提言しております。

具体的などころをちょっとまとめてまいりました。

(パネルを示す) 具体的には、先ほどから出ておりますAIであるとか、ロボテックスなどにより従来の半分の職員で住民サービスを提供できるようにするとか、情報システムなどの共通化を図るなどによるスマート自治体への展開、それから自治体である公、あと地域課題解決型NPOなど、暮らしを支える地域を基盤とした新たな法人である共、アクティブ・シチズンとも言える他者とのコミュニケーションを大切にする私、この3者が相互協力しながら地域の暮らしを支える公共私による暮らしの維持、それから自治体個々のフルセット主義からの脱却、圏域単位で行政を進める中心都市のマネジメントの強化、県が市町の補完、支援をする機能の強化、県、市町の枠を越えた専門職員の柔軟な活用といった圏域マネジメントと二層制の柔軟化といったことが提言されております。

この構想も踏まえた地方制度調査会の議論も始まっているところであります。

そこでお尋ねいたしますけれども、新しい時代の地方自治のあり方について、この総務省が取りまとめた自治体戦略2040構想も踏まえ、住民サービスを維持する観点から、今後自治体はどのようにあるべきで、それに向けてどのように取り組んでいくべきだと考えていらっしゃるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 地方自治に関連して歴代知事のガバナンスの総括と人口減少が進む中での今後の地方自治のあり方についてです。二つ合わせて答弁

させていただきます。

まず平成に入ってから歴代知事の取組について全て触れることはできませんので、地方自治制度のうち、県と市町のあり方などに絞って考え方を述べたいと思います。

北川県政では、地域の主体性を重視する行政の視点から、九つの生活創造圏づくりの手法により、県が主導する形で地域づくりが推進されました。

国と地方の関係において、このころには、議員からも御紹介ありましたとおり、機関委任事務の廃止と国と地方を対等とする地方分権一括法が制定されるなど、地方分権改革が進められました。

野呂県政の時代には、いわゆる三位一体の改革などの地方分権改革や市町村合併が進みました。県内においても、三重県権限移譲推進方針に基づく権限移譲や合併が進み、県内69市町村が29市町に再編されました。

そのような中、野呂県政では、市町村を県政の最大のパートナーと位置づけ、市町村の自主性、主体性を尊重して取り組まれました。

このようなそれぞれの取組の結果、それぞれの時代に合わせて実績をお残しになられたと思います。

その後、平成23年から私が知事に就任させていただきましたが、地方自治体運営における両知事時代との最も大きな違いは人口減少です。県人口は平成19年から減少し始めているものの、特に近年、実際に県内各地において行政面での人的財政的リソースや地域内の人的リソース等が縮減することによる影響が大きく顕在化してきました。

また、三重県だけのことではありませんが、地域内におけるいわば支えの喪失や希薄化といったことも顕著になってきたことも大きな違いです。

あわせて、市町の合併後、財政基盤が強化された市町がある一方、脆弱な小規模市町が存在している現状です。

このような中、両知事の実績を踏まえつつ、私としましては、改めて地域の実情を最もよく知り、そして住民に最も身近な自治体である市町がアクティブ・シチズンである住民の皆さんと力を合わせて、各地域の豊かさや活

力を維持するとともに、住民の身近な場所での支えやつながり、これは新しい豊かさの中で唱えていることですが、それを再度豊かにしていくため、市町と県との関係をさらにより一層強固なものとするのが、とにもかくにも重要であるという基本姿勢で、県政のマネジメントにおいて大切にしてきました。

そのため、市町との対話を重視し、現場に足を運び市町の自主性を生かしつつも丁寧な状況や課題の把握を行う。

また、市町との役割分担を踏まえつつも専門性、公益性、補完性、先進性という観点で、市町と積極的かつ具体的に連携をしていくなどの対応をとってまいりました。

分権の関係について若干考えを申し述べます。両知事時代から現在を通じて、国全体として地方分権論は一定程度進んだものの、いわゆる岩盤規制と言われる困難案件が残されている状況でもあります。

しかしながら、このような困難案件であっても私が地方6団体の座長として関与した農地法の権限委譲のように、先ほどの県と市町との関係にも共通しますが、これまでにない形で都道府県と市町村が関係をより強固にし、ワンボイスで連携することで成果を勝ち取ることができました。

最後に、地方という観点から残る課題は東京一極集中の是正です。田中角栄氏の日本列島改造論も東京一極集中を是正することを目的としているくらい、時代を経ても解決されない課題です。地方における人口減少が顕著になり、一方でインフラ整備やICT活用などのテクノロジーの進化により、時間、空間距離の制約が少なくなっていることをチャンスとしながら、制度論を含めてこの点にもしっかりと挑戦していくことが、私たち地方自治に携わる者が取り組まなければならない責務であると考えております。

大日本帝国憲法には、地方自治の地の字も規定はありません。日本国憲法には4条、地方自治が書いてあります。地方自治の充実が国家の発展の足並みがそろっていると思います。したがって、地方自治の充実を図ること、地方自治、地方の自主性、多様性を図っていくことが国家、国民の発展、また

は住民一人ひとりの個性が活かされ、尊重される、幸福が追求される、そういう国になっていくと思います。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。私も県職員時代にちょうどその地方分権一括法の流れの中で、様々な改革に担当としても取り組ませていただいたときの思いとしては、やはり現場に近いところ、地方がやっぱりよくなないと日本全体がよくなれないという思いでやってきたところがありますので、最後の知事のコメントというのは、非常に心打つものがありますし、共鳴するところであります。

ぜひこれからも、特に県内の市町とは、へりくだる必要ももちろんありませんし、かといって上から目線には絶対にならずに、強固な関係のもとでこの三重県全体の底上げを図っていただきたいと思うところであります。

この項の最後の質問に入らせていただきますけれども、これまで平成の時代を経済産業だとか地方自治制度の変遷から振り返りまして、新しい時代の方向性を議論させていただきました。

ここでは触れませんでしたけれども、多発する大規模自然災害への対応であったりだとか、文化面も含めたグローバル化の進展、先ほど来から話のある人口減少、高齢社会のさらなる深化など、平成の時代に起こったあらゆることの中に、時代に応じてあらゆることの中からこれからの時代に応じて変えるべきもの、変えてはならないもの、いわゆる不易流行の観点から今後の県政を考えていく、まさに歴史の転換点にあると思っております。

そこで御質問ですけれども、御代替わりを迎えまして、平成の時代に生きた私たちは不易流行の観点から、郷土、三重県のさらなる発展と県民幸福度の一層の向上を図る上で、新しい時代に何を残し、どのように変化していくべきだと考えていますでしょうか。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新しい時代に何を残し、どのように変化していくべきだと考えるかということで答弁させていただきます。

平成25年の第62回神宮式年遷宮や28年の伊勢志摩サミット開催を通じて、自然と人との共生や伝統文化の継承、多様性への寛容など、時代を超えて先人が育んできた精神性や価値を改めて認識することができました。

また、伊勢志摩サミット三重県民宣言にもうたわれているように、県民の皆さんとともに、伊勢神宮をはじめ悠久の歴史の中ではぐくまれてきた日本人を象徴する文化を有する日本の文化聖地としての誇りを持つことができました。

また、松浦武四郎や本居宣長や様々な食文化などにおいて顕著に見られますが、この三重の地では、ヒト、モノ、情報が交流することにより、新たな価値観や考え方を生み出すという気風やDNAがあると思います。平成の次の新しい時代に向かって残すものということ言えば、先ほどの事例なども踏まえて申し上げれば、特に三重県のこれまでの歴史における包容力、持続可能性、そして交流による新たな価値観を生み出す力、こういうものをしっかり継承していくことが大事だと思います。

変えていくべきものについて少し述べます。平成の時代は、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、阪神・淡路大震災や東日本大震災、紀伊半島大水害、平成30年7月豪雨など想定外、数十年に一度と言われるような大規模自然災害が頻発しており、発生が危惧される南海トラフ地震への対策をはじめ、ハード対策の推進とともに、ソフトの取組をこれまで以上に充実させ、災害に対してさらに強靱な三重県へと変えていく必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスの観点による働く意識の改革をさらに進め、これからさらに進展していくAIやIoTなどの情報通信技術から生まれる利便性をもっともっと活用し、県民の皆さんにより一層豊かさを感じていただけるような変革を促していくことが必要と考えています。

さらに、平成の時代においては、人と人とのつながりが薄れ、生きづらさを感じる層が顕在化してきた、そういう一面もあります。みえ県民力ビジョン・第二次行動計画において、新しい豊かさとしてお示しした、社会のシステムやつながりの豊かさを深めたり、寄り添う気持ちを深めることによって、

誰もが孤立や生きづらさを感じることなく、安心して生きられるような社会に変えていく必要があると思います。

いずれにしても、変化のスピードの早い未来について、不確実性、不透明、激動など耳にすると不安に思う言葉も飛び交いがちです。変化する部分ばかりに目を奪われれば不安になるかもしれませんが、そういうときこそ、何を変えないのかということ立ちどまって考え、変えるものと変えないものの両方をしっかりと見つめていくことが極めて大事だと思います。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。かなり理念的な議論になったわけですが、来年4月、鈴木英敬知事が3選出馬されるかどうかはわかりませんが、されるとした場合に、今おっしゃっていただいた何を残し、どのように変えていくか、そのバランス、不易流行のベースで様々な政策もぜひ検討していただきたいと期待するところでありますが、それについては、また別の機会に議論させてもらえればなと思います。

次に、二つ目の項目に行きます。地籍調査の進展という、推進のことでお聞きします。

地籍調査は全く進まない中、全国ワースト2位に甘んじている状況を打破する必要があるということは論を待たないところでありまして、昨年11月定例会議でも田中祐治議員からもその促進について御質問があったところでもあります。

そのときの地域連携部長の御答弁としては、引き続き市町の理解を求め、普及啓発の取組を進めていきたいというふうな答えでありました。

しかし、一向に地籍調査って進んでいないんですね。

公益社団法人三重県公共嘱託登記士地家屋調査士協会、公嘱協をもっと活用してはという意見もありますけれども、実際のところ、条件面などで市町から委託が困難なケースもあるというふうに伺っております。

普及啓発だけではなくて、より市町が取り組みやすい状況をつくり出せるよう具体的な支援を強化するべきではないかと考えております。

私自身も県職員のときに、農林水産事務所の職員として、用地担当として地籍調査を担当させてもらいましたが、やはり地籍調査の中で一番進めづらいのは、作業工程はA工程からH工程って八つあるんですけども、やっぱり人員と時間がかかるE工程と言われる地元説明、現地立ち合い、この一筆地調査というのが非常に時間がかかるわけでありまして、特に市町においては、この一筆地調査において地権者と顔見知りの可能性が高くて、ノウハウの少ない職員を配置することに若干の抵抗があるということの一つの要因になっているのではないかなと思うところであります。

この一筆地調査については、私自身の経験からも調査にたけた、地権者と関係の少ない公共事業用地取得の専門担当が支援していくことが有効であるというふうに思っております。

そこで、公共事業用地取得の専門機関として設立された法人である、三重県土地開発公社が持つ専門的知識やノウハウを地籍調査の促進に活用すべきだということを、様々な場面で私、申し上げてまいりました。

しかし、公有地の拡大の推進に関する法律というのがありまして、これに照らしますと、土地開発公社そのものがこの業務として取り組むことには制限があります。

そこで静岡県では、土地開発公社、道路公社、住宅公社の3公社を社員とする一般社団法人ふじのくにづくり支援センターというものを平成27年に設立し、土地開発公社職員のノウハウを生かして県内市町村の地籍調査事業への支援を既に実施しております。

ちなみに、静岡県の出資はゼロであります。

地籍調査を実質的に進めていくには、静岡県の取組を見習って、三重県土地開発公社職員を構成員とする新しい組織を立ち上げ、県内市町の地籍調査を継続的に支援する仕組みを三重県でも用意してはどうかと思うところであります。

この場合、民業圧迫ではないかという懸念も出てきようかと思えます。

土地家屋調査士や測量コンサルタントなどの業務委託との競合を避けた

め、こういった民間企業がない、あるいは近隣にも少ない市町に対して、県土強靱化や南海トラフ地震など自然大災害からの復旧、復興の観点から津波浸水区域や土砂災害警戒区域のみに限定した支援にとどめるべきだとは考えます。

既に地籍調査スタートアップ事業として、三重県土地開発公社の支援を得ております南伊勢町長からも、これは非常に助かっていると、土地開発公社のサポートが非常に助かっているという評価もいただいているところであります。

そこで、お尋ねいたしますけれども、静岡県のおふじのくにづくり支援センターと同じように、用地買収の専門的知識とノウハウを有している土地開発公社職員を構成員とする新しい組織、仮称、三重県地籍調査支援センターを立ち上げ、県土強靱化の観点から津波浸水区域や土砂災害警戒区域といった特定の地区を対象に、市町が行う地籍調査をしっかりと支援する体制を整えてはいかがでしょうか。

また、全国ワースト2位の脱却を少しでも図るため、既存の公共事業等の測量成果を地籍調査結果として活用できる制度、19条5項事業というのがありますけれども、これも推進していくべきだと考えます。

地籍調査の実績を少しでもアップさせるため、三重県土地開発公社が用地買収した区域のみについて、国土調査法第19条第5項の指定業務を静岡県と同様に仮称、三重県地籍調査支援センターに委託し、推進してはいかがでしょうか、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） 地籍調査の推進につきまして2点御質問いただきました。

まず、一つ目といたしましては、土地開発公社を構成員とする新しい組織を立ち上げて、市町を支援する体制を整えてはどうかということでございます。

先ほど議員の御紹介の中にもありましたように、静岡県の一般社団法人ふ

じのくにつくり支援センター、ここのセンターの主な業務内容としましては、地籍調査におけます一筆地調査と国土調査法第19条第5項の指定業務ということで私どもも聞いております。

地籍調査の外部委託におきまして、土地開発公社がこれまで培ってきました用地取得のノウハウが活用できる業務としては、一筆地調査や工程管理、検査等が挙げられますが、県内の市町では、一筆地調査はおおむね民間業者や公共嘱託登記土地家屋調査士協会のほうに委託をしてみえと。

また、工程管理、検査につきましては、民間業者が市町の職員にかわって行う制度がございまして、県内の市町でも、この制度の活用が広がりつつあるというふうに考えております。

そういう中、年に数回私どもが行っております各市町へのヒアリングの場におきましても、市町からは、現状の地籍調査の外部委託につきまして、喫緊に改善すべき課題があるということは伺っていないという状況でございます。

このため、新しい組織の設立につきましては、市町が外部委託する選択肢が増えるということにはなりますが、本県では、既に民間業者等の活用が進んでおることから、県として新しい組織を設立するのは必要性が低いのかなというふうに考えております。

市町への支援につきましても、これまでも研修会の開催ですとか地籍アドバイザーの派遣などを実施しております。今後も市町のニーズを把握しながら、こうした支援に取り組んでいきたいと考えておりますし、財政状況が厳しい中でも効率的な事業執行がなされるよう、国や他県の事例を幅広く収集し、市町に情報提供するなど、引き続き地籍調査の促進に向けて努めてまいりたいと考えております。

それから、次に新しい組織に国土調査法第19条第5項の指定委託を委託してはどうかということでございます。

用地取得した区域を19条5項申請することにつきましては、地籍調査を進める上で、有効な手段の一つであるというふうに考えております。

しかしながら、19条5項申請を行う場合には、国土交通省及び法務局への手続ですとか、申請用の図面の作成等が必要となるなど、新たな業務の追加に伴いまして、費用等が増加するといった課題がございます。19条5項申請をするまでに至っていないというところでございます。

このため、地籍調査の進捗に関する費用対効果等を今後、検証した上で、19条5項指定制度の活用については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[30番 中嶋年規議員登壇]

○30番(中嶋年規) 非常に後ろ向きな答弁としか思えないですね。なぜかという、民間の活用が進んでいるんだったら、なぜワースト2位のまま、10%のままなんですか。全然進んでないじゃないですか。

実際に、私が聞くところでは、民間の受け手の少ないところもあるし、難しいところもあるというお話も聞いております。どこまで本気になってこのことをやろうとしているのか、御代替わりどころか、こんなんだったら100年たっても全然進まないですよ。本気でやるためには、やっぱりもっと真剣にいろんな方策を考えるべきだと私は思います。

19条5項につきましても、国土交通省のほうは平成24年度から公共事業の実施に伴う用地測量成果を申請するよう推進もしてきております。費用対効果の問題もわかりますけれども、この負の遺産をどう解消していくのかという、その意気込みが全く感じられない。それが非常に私は残念であります。

この意見について知事からのコメントを求めたいと思います。

○知事(鈴木英敬) 今、議員おっしゃっていただいたとおり、この新しい組織についての課題を申し上げたところである一方で、じゃ、進んでないじゃないかというのは現状であります。私も今回のこの議員への答弁について部と打ち合わせしたときにも、そういうふうな思いを持ちましたので、じゃ、その方策はこれからまた考えるにしても、どう前へ進めていくのか、しっかり私自身も当事者意識を持って議論していきたいと思います。

[30番 中嶋年規議員登壇]

○30番（中嶋年規） 少しきつい口調になってしまいましたけれども、それぐらいこの地籍調査自体に対しての進捗の遅さに本当に私も歯ざしりがする思いで、この議員にならしていただいてから取り組ませていただいているつもりであります。

地域連携部が本庁で所管し、地域機関は農林水産事務所、市町におかれては土木系のところが所管しているという、このねじれも私は一つの問題、進まない原因の一つだと思っておりますので、そういったことも含めて、ぜひいろんな方策を考えていただきたいというふうに思うところであります。

時間もありませんので、最後の質問に入らせていただきます。

全ての子どもの権利擁護を進めるにあたってということで、平成28年の児童福祉法の改正を受けまして、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること、より家庭に近い環境での養育が優先されることが明確化されたところであります。

この改正を受けて、国では平成29年8月に今後の社会的養育のあり方を示す新しい社会的養育ビジョンが策定されたところであります。

このビジョンで掲げられた取組を通じて家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とした社会的養育推進計画を平成31年度末までに策定するよう県は求められていると聞いております。

そこでお伺いいたしますけれども、三重県社会的養育推進計画の策定をどのように進めるのか、またその際、早くから家庭養育の強化に取り組んでいただいております本県の先進的な取組を反映させるなど、三重県ならではの特色をどのように出していかれるおつもりなのか、今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

お願いいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、三重県社会的養育推進計画の策定をどのように進めていくのかについてお答え申し上げます。

今年7月に厚生労働省から示されました都道府県社会的養育推進計画策定

要領では、2019年度末までに、国の数値目標などを念頭に置き、地域の実情を踏まえた計画を、2029年を終期として策定することが求められております。

新たな計画は、現計画であります三重県家庭的養護推進計画と比較し、記載すべき項目が多いため、県内児童養護施設や市町をはじめとした関係機関と入念に調整するとともに、これらの取組を支える国の予算措置等を慎重に確認した上で策定作業を進める必要があると考えているところでございます。

現在は、年内を目途に基礎データの集約や関係機関等との調整を行っておりまして、準備が整い次第、児童養護施設や里親の代表、学識経験者などを構成員とした検討委員会等を設置し、来年度内に計画を策定したいと考えております。策定の節目節目には県議会に進捗状況を説明させていただきます。

また、現計画において、県内の乳児院や児童養護施設と連携し、県内に12名の里親支援専門相談員を配置して、里親家庭の訪問支援や、里親制度の普及啓発を実施するなど、里親委託に重点を置いた取組を行ってきたことにより、三重県の里親等委託率は、国の平均を大きく上回る結果となっています。

新たな計画においても、国の数値目標を念頭に、里親委託をさらに増やしていけるよう、里親制度の普及啓発や、里親支援体制の充実に努め、支援を必要とする子どもの最善の利益の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。関係者と入念に調整をしていたきながら、子どもの最善の利益の視点から取組として三重県の強みである部分を伸ばしていくというふうな方向であろうと思います。ぜひその方向でしっかりと入念に調整をしていただきながらつくっていただきたいなと思うところであります。

平成28年のこの児童福祉法の改正では、児童虐待防止の取組も強化されてきております。

8月30日には安倍総理も三重県児童相談センターを訪問していただきまして、本県の先進的な取組を高く評価していただいたところでもあります。

私も提案者の一人に加わった議員提出条例としまして平成16年に子どもを虐待から守る条例というものを制定されまして、これをもとにこれまでも県では様々な政策を推進してきております。

しかし、前述のように児童福祉法の改正を受けて、ちょっと見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）第3条第2項の子どもの利益に最大限配慮したものでなければならないというところが、改正児童福祉法の子どもが権利の主体であり、最善の利益が優先するという理念に追いついていないのではないかと。

また、第6条で保護者は、子どものしつけに際して人権に配慮しとなっていますけれども、改正児童福祉法では児童のしつけに際して、監護、教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと明記しておりまして、人権に配慮では曖昧ではないかと。

第7条第2項では、県は市町に対して役割を積極的に果たすよう協力を求めるとしていますけれども、児童虐待防止における市町の役割、責務が強化、明確化される中、現状に即していないのではないかなと思うところであります。

また、より家庭に近い環境での養育の優先が求められる中、先ほど教えていただきました三重県社会的養育推進計画、これもつくっていく中で、その内容を県の役割として条例に反映させていくことも必要があるのではないかなと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、これから策定する三重県社会的養育推進計画の内容や児童福祉法の改正など、社会情勢の変化を踏まえ、議員提出条例ではあるものの、子どもを虐待から守る条例の見直しの必要性についてどのように考えているかお尋ねいたします。

○知事（鈴木英敬） 社会的養育の御質問をいただきました、その関連ですけれども、今日から里親月間ですのでどうぞよろしく申し上げます。フォスタ

リングマークをつけています。

さて、条例の見直しの必要性についてですが、議員から御紹介ありましたとおり、子どもを虐待から守る条例、これは平成16年3月、議員提出条例として制定され、全国に先駆け子どもを虐待から守るための基本的な考え方や、県の責務、地域社会の役割などを明記した条例です。

この条例につきましては、これまでも県議会において検証が実施されていますが、制定後14年が経過し、この間の本県における児童虐待防止に向けた取組の進展や、先ほど議員からもありましたとおり、平成28年5月の児童福祉法の改正、昨年8月の新しい社会的養育ビジョンの公表などにより、子どもの権利に関する考え方や国・地方公共団体の役割、責任の分担が明確に整理されたことなどを受け、内容の見直しが必要な時期になってきていると感じています。

本条例が、今後も、児童虐待の防止を中心に、本県の全ての子どもの権利を守るための指針や具体的取組に関するよりどころの一つとしてあり続けていくためにも、これから策定する社会的養育推進計画の検討状況も踏まえながら、県議会の皆さんとともに、改正に向けた検討を進め、三重県が児童虐待対策の先進性を確保していければと考えております。

〔30番 中嶋年規議員登壇〕

○30番（中嶋年規） ありがとうございます。来年5月以降、私、この議場におれるかどうかわかりませんが、おりましたら、ぜひこの改正に取り組んでいきたいと思う一人でございます。また、来年度に向けて御代替わりしますけれども、フレッシュな気持ちで頑張っていただけのように、県当局にもぜひ頑張っていたいただきたいと思います。エールを送らせていただいて私の質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（前野和美） お疲れさまでございます
休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。24番 杉本熊野議員。

〔24番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○24番（杉本熊野） 皆さん、こんにちは。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。午後の一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは昨夜、台風第24号で被害を受けられた方にお見舞いを申し上げたいと思います。私の地域を流れている岩田川が昨日、警戒水位を超えて周辺の住民が22人、小学校の体育館に避難をされました。市の職員が3交代で避難所運営をされていたんですけれども、自治会長、自主防災会長も見守っておられました。

この地域は準備勧告が出た段階で毎回避難される方がおります。そして、いつもそのときにこの避難所の環境ってもっと何とかありませんかというあたりを思っていて、昨夜はやっぱりテレビが要るなということで、自治会の方がテレビを持ち込んでおられましたし、夏のときは、やっぱり扇風機ぐらいあってもいいよなということも思わせていただきました。避難勧告出ても、なかなか避難しないとかできない方がいる中で、やっぱりこういった避難所の環境整備というあたりも市町と連携してやっていただくことが必要ではないかなというようなことも昨夜も思わせていただいたところなんです。そのあたりのところ、今朝の状況ということでお伝えをしながら質問をさせていただ

きたいと思います。

1点目は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」をめざして、地域住民の力を活用した「介護予防・生活支援」推進における県の役割と取組状況について質問をさせていただきます。

タイトルの高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域という言葉は、今年の3月に策定されました、(現物を示す) みえ高齢者元気・かがやきプランの中で目指すべき姿として書かれている言葉でございます。

今、日本は、御存じのとおり、世界的にも例を見ないほどのスピードで高齢化が進んでいます。このような中で、今、国が地方に求めているのは、地域包括ケアシステムの構築と、その深化・推進です。厚生労働省が出している資料をごらんください。

(パネルを示す) 皆さん、これはもう何度も見ておられると思います。

図の真ん中が住まいです。孫らしき子どもと一緒に高齢者の絵が描かれています。団塊の世代が75歳の後期高齢者に達する2025年、ほかの世代と一緒に暮らしている65歳以上の高齢者は32.6%、約3分の1です。ひとり暮らしが32.4%、約3分の1、夫婦のみ世帯が35%、約3分の1でございます。

この丸い枠囲みのところが地域です。生活支援や介護予防を利用しながら、元気に地域で暮らしている姿が描かれています。病気になったら病院へということで、通院、入院し、介護が必要になったら施設へということで通所、入所すると。地域包括支援センターのケアマネージャーがコーディネートして、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるという理想の姿を描いています。

次に、資料2をごらんください。(パネルを示す) きれいな緑の葉っぱがここに3枚描かれています。医療、介護、保健・予防の三つの葉っぱです。この葉っぱが青々と健康的に育つには、その前提として、植木鉢の中のこの土、生活支援、福祉サービスなどが重要であるという図になっています。住まいと住まい方が植木鉢、本人、家族の選択と心構えが受け皿です。私は、これは本当にわかりやすい図だなと思います。

緑の葉っぱが、生き生きとするには、土の部分、ここは主に市町や地域の役割になると思いますが、土の部分が大事だというふうに読み取れます。土の部分では、支え合い、互助の必要性が強調され、「とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。」とあります。

今日の質問は、地域包括ケアシステムの深化・推進には、この土の部分のいかに耕し、栄養を与え、育てるかが大事で、そこに県もより一層、力を注いで欲しいという強い願いを込めて、質問をさせていただきます。

まず、最近の事例を二つ紹介します。資料3は削除させていただきます。資料4です。

生活援助ボランティア、ささえあいとのふね、8月1日にスタートしました。庭の草引き、せん定、簡単な大工仕事、清掃・ごみ出しなどを引き受けます。1時間400円。

8月は3件の作業をしていただきました。（パネルを示す）これが作業の様子なんですけれども、草抜き2件。大きなごみの片付け1件。これはそのときの写真なんですけれども、利用者は、皆80歳以上、ひとり暮らしの方や夫婦二人暮らしで、片方は要介護というような皆さんでした。

9月には4件の作業がありました。草抜き2件。台風被害の後始末が2件。利用者は、皆80歳以上。ひとり暮らしの方、体調がすぐれない方、夫婦二人暮らしで、片方は認知症の方などでした。利用者は皆、こんな料金でいいのか。本当に助かると言ってくれたそうです。

10月からは、スーパーの移動販売が団地内で始まります。週2回、3カ所の地点で移動販売です。先週、デモンストレーションがありましたので、私も行ってまいりましたけれども、大勢の方が買い物に来ておられました。

この地域は、昭和49年から売り出された団地で団塊の世代が多いです。6年ほど前から月1回、日曜日にコミュニティサロンを約30人のボランティアスタッフによって開催してきました。その中で、困っている高齢者のことが話題となり、何か手助けできることはないかと皆で考えて、思い切って、こ

のささえあいとのふねを立ち上げたそうです。

(パネルを示す)今日は傍聴にも来ていただいていると思うんですけども、スタッフの写真です。

スタッフは民生委員2人、自治会長1人、生活介護支援サポーター3人、この6人に加えてボランティアスタッフ5人の合計11名です。皆、元気な70歳代です。

津市社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員がかかわり、アドバイスをしておられます。今は、津市社会福祉協議会の助成金を活用していますが、いずれ介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業、略称、総合事業の訪問型サービスに移行されていくと思われま。

スタッフの皆さんからは、このような取組を、もっと発信していただきたい。必要とする人は、ますます多くなると思う。ボランティアなど支援者をもっと増やしていきたいのですという言葉をいただいております。

2例目は、ニコニコサロン「泉ヶ丘」です。(パネルを示す)これはその隣の団地なんですけれども、ここも昭和47年から売り出された団塊の世代が多い団地です。10年ほど前から月1回、日曜日にコミュニティサロンを約30名のボランティアスタッフによって開催してきました。

月1回のコミュニティサロンの参加住民の声です。ここに少し書いてあります。出会った人と話ができて、1日が楽しい。知り合い、友だちができた。自分の居場所が見つかって安心できる。情報交換で話題が多くなった。

これは月一回のサロンなんですけれども、(パネルを示す)これが様子です。このような月1回のサロンを重ねる中で、月一回ではなくて毎日集える居場所が欲しいとの声が上がって、この4月から月一回ではなく毎日通えるサロンを自治会が開設しております。

(パネルを示す)この4月に立ち上がりました憩いの場ニコニコサロン「泉ヶ丘」です。平日の10時から16時30分まで参加費100円、30人のボランティアスタッフが3交代で運営しています。元気な70歳代が多いように思います。

(パネルを示す) これが毎日の集いの場でありますニコニコサロンであります。これは津市社会福祉協議会の助成金も活用していますが、ここは介護保険制度の総合事業の通所型サービスを受けております。団塊の世代が多い団地で、元気な高齢者たちが、これまでの経験と培った力を発揮し、楽しみながら、つながりながら、頑張っていたいております。

このような地域住民の力を活用した介護予防・生活支援推進における県の役割と取組状況について御答弁をいただきたいと思っております。お願いします。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長(福井敏人) 介護予防・生活支援推進について答弁を申し上げます。

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域住民の力を活用した生活支援サービスの充実・強化が重要であり、市町が実施主体となり介護予防、日常生活支援総合事業が進められております。

この総合事業では、御紹介をいただきましたように、NPO、ボランティア、老人クラブなどの多様な担い手が清掃、ごみ出しやコミュニティサロン等の交流の場づくりなど生活の支援に取り組んでいただいております。

高齢者の生活支援に関して、地域における取組をコーディネートする生活支援コーディネーターが、今年度から全ての市町に設置をされておまして、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど、重要な役割を担っていただいております。

県の役割と取組についてであります。県では、生活支援コーディネーター等を対象に研修会を開催し、地域の核となつて、サービスの創出、マッチング等に取り組むことができる人材の育成に努めております。

年2回開催しております研修会において、昨年度は延べ147名の方が参加をし、取組事例の情報提供や参加者同士の意見交換等を行っております。

県といたしましては、今後も生活支援コーディネーター等の人材育成など

を通じて、市町における地域包括ケアシステムの深化・推進を支援してまいります。

また、従来から市町や地域包括支援センターの職員を対象に実施をしております介護予防・生活支援等に係る研修会等につきましては、NPOなど多様な担い手の方々も参加をいただいて、その内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 県の役割としては、人材育成のところでは今年度、全ての市町に設置をされた生活支援コーディネーターの研修を担っているということなんですけれども、その研修内容をさらに深化して推進していただくためには、県の職員にもぜひこういった現場の取組をお知りおきをいただきたいと思っております。そして、本当に地域には人材、それから資源もありますので、そんなことを引き出す、そういう研修会にさせていただけたらと思っています。

そして、人材育成にとどまらず、県の専門性、広域性、補完性というところからは、少しはみ出すのかもしれませんが、私はもっと直接的な関与があってもいいのではないかというふうに思っております。

他県のことを事例出すのは私もあんまり好きではないし、それが当てはまるとも思わないんですけれども、富山県は住民のこういった活動に県が助成金を出しています。助成金は30万円で県が3分の1、市町が2分の1、地元が6分の1ということなんです。これが三重県に当てはまるとは思いませんけれども、やっぱりもっと違う仕組みも、関与していく仕組みも御検討いただければ、今後ありがたいかなというふうに思っています。

身近な地域での生活支援とか声かけとか支え合いがなければ、やっぱりひとり暮らしとか高齢者の夫婦二人暮らしのところの安心ということ、私は得られない、プランが目指す姿は実現できないというふうに思っております。ぜひそこは基礎自治体、市町の役割と整理し過ぎず、県としてもっと積極的に支援をお願いしたいというふうに思っております。

そこで知事にお尋ねをいたします。「地域包括ケアシステム」の深化・推進における地域住民の力に期待することについて、知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地域包括ケアシステムを深化・推進する上での地域住民の皆さんへの期待ということで答弁させていただきます。

県では、高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも生きがいを持って暮らせるよう、昨年度末に改訂した、みえ高齢者元気・かがやきプランに基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでおります。

このプランにおいては、介護サービスの充実や地域包括ケアの推進を下支えするものとして、高齢者が活躍する支え合いのまちづくりを重要な柱として位置づけています。

地域の方々のお互いの支え合いがあつてこそ、豊かで満足度の高い地域社会をつくることができると考えており、NPO、ボランティア等の地域住民の皆さんによる自発的な支え合い活動には大いに期待しているところであります。

とりわけ、元気な高齢者の方々には、御自身の健康を維持するという意味も含めて、地域の担い手として、ぜひ御活躍いただきたいと考えています。

例えば、県では、三重県発の取組として、介護助手を推進していますが、これは元気な高齢者の方々が住みなれた地域の中で就労先を確保しつつ、御自身の介護予防にもつながる取組です。

このような取組を含め、県としても元気な高齢者の方々が地域において活躍できるよう、その支援にしっかりと取り組んでまいります。

午前中の答弁でも近年の支えの喪失や希薄化ということを申し上げました。そういうことを見越してというか、そういうのに対応していくためにも、みえ県民力ビジョンにおいて新しい豊かさ、その中に社会のシステムやつながりの豊かさというのを書かせていただき、またアクティブ・シチズン、協創というのが基本理念でありますので、まさにこういう地域包括ケアシステ

ムの中で頑張っていたと地域住民の皆さんは、そのみえ県民ビジョンを体現していただく、そういう主役そのものであるというふうに思っておりますので期待をしております。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

健康寿命ランキングというのがあるのを御存じでしょうか。私も最近知ったんですけども、都道府県別の健康寿命ランキングが厚生労働省2016年のものが出ているんですけども、三重の女性は全国何位だと思えますか。全国2位なんです。

三重の女性は76.3歳、健康寿命全国2位でございます。この力がもっと発揮できるようなやっばり場、それから支援が私は必要だと思えますし、男性何位だと思えますか。実は31位なんです。71.79歳なんです。

きっとこういった活動に参加していく中で、この健康寿命、もっと私は上がっていくと思うんです。そういった意味でも、ぜひ人材育成というところだけではなく、さらに進めていただきますことをお願いしたいと思えます。

介護保険制度は、2000年にスタートいたしました。措置から契約へということで、民間事業者が参入し、以来18年が経過をいたしました。社会保障費が膨らみ続けています。社会保障費抑制のためにも、私はこれからは民間参入に加えて地域参入の時代だというふうに思えます。もちろん、生活保護、生活困窮者などのセーフティネットはさらにしっかり張った上でのことですが、支え合いの地域づくりこそが地域ケアシステムの深化・推進の肝だというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

三重県地域福祉計画の策定について質問をいたします。

三重県は、来年度、地域福祉支援計画を策定することですが、策定に当たっては、社会や県民意識の動向、県内各地域の現状や課題をしっかりと踏まえていただきたいと思います。策定のプロセスが大事だと思えます。

また、地域福祉支援計画ですから、各県各地域の特色が出てきてしかりだ
と思います。全国一律ではないと思います。ぜひ三重県らしい課題を整理し
た上で、三重県らしい課題を紡ぎ出してほしいと思います。

キーワードも含め、どのように策定していくのか、方法について御答弁く
ださい。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 新たな地域福祉支援計画をどのように策定
していくのかにつきまして御答弁申し上げます。

福祉ニーズが多様化し、世帯単位で複数の課題を抱えるなど複雑化してい
る中で、高齢者、障がい者、児童といった分野ごと、縦割りの相談、支援で
はなく、課題を包括的に丸ごと受けとめていくことが必要となってきました。

こうした中、厚生労働省では、市町村における総合的な相談支援体制づく
りなど地域共生社会の実現に向けた取組を進めているところであり、県とし
ましても県内全域で実現が図られるよう、基本的方針や支援の取組などを記
載した新たな地域福祉支援計画を策定していくこととしております。

今年の4月に施行されました社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現
に向けて、地域住民や関係者が本人だけでなく、その人が属する世帯全体に
着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとと
もに、行政などと協働し、課題を解決していくことが必要であることを定め
ています。

そのため、新たな地域福祉支援計画の策定に当たっては、県内の地域課題
を的確に把握した上で、こうした地域の取組を支援していけるよう、市町の
地域福祉計画や、これと連動して社会福祉協議会が中心となって策定する地
域福祉活動計画の内容とも整合性のある計画としていく必要がありますこと
から、市町や社会福祉協議会とも意見交換を重ねながら、策定を進めてい
きたいと考えております。

また、今回の改正社会福祉法では、地域福祉推進に係る方策として、多様

化、複雑化する地域生活課題の解決には、身近な圏域での住民の理解や協力、そして参画が不可欠であるということが掲げられているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、地域福祉支援計画の策定に当たっては、各地域の実情をよく踏まえた上で、県としての理念や方向性が県民の皆さんにわかりやすく伝わるものとなるよう検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） わかりました。田中部長のほうからは国の流れに沿って今回の地域福祉支援計画をつくっていききたいというお話がありました。国の今の流れは、地域住民や多様な主体が我がこととして参画をし、世代や分野を越えて丸ごとつながることで地域をともにつくっていく、地域共生型の社会を目指している。我がこと、丸ごとというこの流れがあって、サービスも介護保険と障がい福祉制度が一緒に受けられるような、そういった制度改正もなされているということで、そういう時代に入ってきたと。その流れを踏まえながら、今回の地域福祉支援計画はつくっていききたいということですので、かなりいろんな観点からの課題の洗い出しから検討が入ってくると思います。ぜひ市町としっかりと御検討いただいて、やっぱり現場をよく知っている方、社会福祉協議会であるとか、地域包括支援センターであるとか、それから各地域で実際に実践している皆さん、地域の皆さん、NPOの皆さん、そういった方にも加わっていただいて、地域ごとにやっぱり違うと思いますので、各地域ごとの意見交換の場などもしっかりと整えていただきながら、この計画を策定をしていただきたいと思います。そして、ぜひ三重県らしいキーワード、目指すわかりやすいキーワードを紡ぎ出させていただきますことを御要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目の質問に移らせていただきます。部落差別解消の推進に関する取組についてです。

2016年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、間もなく2年が経過しようとしています。この法律は、第1条、目的において、現在も

なお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであることをはっきりと明記し、これを解消し、部落差別のない社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

三重県では、平成9年に人権が尊重される三重をつくる条例を制定し、この20年間、相談事業や啓発、教育を中心に取り組んできましたが、部落差別の解消には至っていません。

このような中、この法律をもとに、三重県として部落差別解消に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、全体的な方向性をお聞かせいただきたいと思います。

2点目の質問は、部落差別解消推進法第1条には、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえとあります。情報化の進展に伴って、部落差別に関してどのような状況変化があるのか、御答弁ください。

3点目の質問は、部落差別解消推進法第4条の相談体制の充実についてです。

三重県人権センターへの電話相談の件数は少ないと伺っていますが、結婚差別など、深刻な人権侵害ほど、知らない人には相談しにくいと思います。部落差別にかかわる相談がしやすい体制、また相談内容を解決していく仕組みも必要です。三重県の相談体制の現状と課題、今後どのように充実していくのか御答弁ください。

4点目の質問は、部落差別解消推進法第5条、教育と啓発についてです。

2年前の2016年は、4月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、6月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、12月に部落差別解消推進法と、三つの差別解消推進法が施行されました。これを受けて、昨年、ヒューリアみえが、市町の取組状況を調査したところ、部落差別解消推進法に関して、職員への周知を行ったのは5市4町、職員の人権研修で法を取り上げたのは7市という調査結果が出ています。

三重県はしていただいていると思いますが、第5条では、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるとありますが、まずは、職員が知らなくては、できるはずもなく、このような調査結果も踏まえ、今後、教育、啓発にどう取り組んでいくのか御答弁ください。

5点目は、人権問題に関する三重県民意識調査についてです。第6条では、国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするとなっています。

平成7年、三重県は生活実態調査を行っています。また、昨年度、伊賀市は同和問題解決に向けた生活実態調査を実施しています。

三重県においては、直近では、平成25年度に人権問題に関する三重県民意識調査を実施しています。部落差別解消推進法施行を踏まえ、実態把握をするために、改めて調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、その結果を条例制定や来年度改定予定の人権が尊重される三重をつくる行動プランの次期改定に生かすべきかと考えますが、いかがでしょうか。

以上5点について御答弁をお願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 部落差別解消推進法にかかる取組を今後どのように進めていくかにつきまして御答弁申し上げます。

県では、この部落差別解消推進法や人権が尊重される三重をつくる条例を踏まえて、今後も部落差別の解消に向け、国や市町等とも連携を図りながら、教育や啓発、相談等の取組を推進してまいりたいと考えております。

まず、御質問がございました情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化でございますけれども、匿名性の高いインターネットを悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷があとを絶たない状況でございます。また、それに加え最近では、特定の地域を取材し、同和地区として写真入りで紹介するといった不当な差別を助長、誘発する許しがたい行為も発生しております。

こうした変化に対応して相談体制の充実や教育、啓発を進めていくことが

重要であるというふうに考えております。

その相談体制でございますけれども、この法律や三重県人権施策基本方針等に基づきまして関係機関と連携しながら、その充実に取り組んでいるところ です。

具体的には、県人権センター相談窓口の周知に引き続き努めるとともに、何よりも相談員の資質向上が重要であるというふうに考えております。そのため、問題解決に必要な知識やスキルを習得できるよう、県や市町等で相談業務に携わっている職員への研修等において、部落差別の現状をテーマに取り上げたり、より実践的な内容を導入したりするなどの工夫をしております。今後もさらに強化してまいりたいと思っております。

次に、啓発についてでございますけれども、まず職員がこの法のことをしっかり知ってなきやいけないという御指摘がございました。

県職員の研修におきましても、様々な研修の場におきまして、必ずこの三つの法律の趣旨を説明するなどして、意識を高めるように努めているところでございますし、また市町でもしっかり取り組んでいただきますよう、昨年度は各市町を訪問して、この3法の取組につきまして強化いただくよう要請をしたところでございます。

また、県民等の啓発も非常に重要であるということで、今後、同和問題に係る学習機会をより提供する上で、現在やっておりますのは、県政だよりに啓発記事を掲載すること、それから法律を紹介するリーフレットの作成、そして去る9月17日に松阪市で人権を考える集いといったいろいろな行事をやっておりますけれども、こういった行事におきましても法律の周知を行っておるところでございます。

また県内各地での研修会に講師を派遣するといった制度もございまして、今後さらに県民理解の促進を図っていきたいと考えております。

それから、県民意識調査でございます。前回は人権施策基本方針の改訂に向けた基礎資料とするために、平成25年1月に実施し、その中で、同和問題に関する意識についても調査したところでございます。

県といたしましては、人権施策の効果的な推進のためには、意識調査が重要であるということ十分に認識しておりまして、法律に規定する国の実態調査の検討状況を注視しつつ、次回の調査についても適切に実施できるよう検討しているところでございます。

こうした取組をしっかりと進めることによりまして、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、人権が尊重される社会を実現してまいります。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番（杉本熊野） よろしくお願ひしたいと思います。

兵庫県たつの市は、法施行を受けて、たつの市部落差別の解消の推進に関する条例を昨年制定しました。

京都府は、法施行を受けて早速、同和問題と人権、部落差別のない社会へという16ページにも及ぶ歴史もずっと書いたパンフレットを作成しています。

私自身は条例化する必要があると考えていますが、まずは、今、意識調査の検討をしているということでしたので、それも含めて差別の実態を把握していただきたいというふうに思います。

そして、今日、御答弁いただいたことや要望させていただいたことに、しっかりとこれから取り組んでいただきますことを強く要望させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

三つ目の質問に移ります。子どもの最善の利益をめざす社会的養護の推進についてです。

なぜ議員を志したか。議員には、それぞれ志した原点があると思いますが、私の場合は、社会的養護を必要とする子どもたちへの思いが原点でございます。

鈴木知事におかれましては、平成24年に児童養護施設を訪問いただき、施設の職員や子どもたちと交流していただきました。その後も社会的養護の問題に思いを持って取り組まれ、施設の小規模化や里親支援等、進めていただいております。

午前中に中嶋議員の質問にもありましたように、平成28年に児童福祉法が

大きく改正されました。子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることが理念規定に位置づけられました。子どもを虐待から守る条例の改正についても知事から御答弁があったところでございます。

日本が子どもの権利条約を批准したのが1994年です。実に24年を経て、ようやくその理念が児童福祉法に盛り込まれました。このことによって、これから社会的養護は大きな転換期を迎えています。転換していかなければならないと思います。

そこで少し三重県内の状況を確認させていただきながら、これからの推進について質問をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) 在宅支援と一時保護の強化についてですが、まず現状ですが、児童虐待相談対応件数の年次推移です。

全国は、この10年間で、約3.1倍増加しています。三重県は、この10年間で、約4.2倍増加をしております。

(パネルを示す) 次は、三重県の一時保護児童数と要保護児童数の推移です。

一時保護の児童数は、この10年間で約2.35倍増加しています。措置された要保護児童数は、この10年間で、約1.09倍、ほぼ横ばいです。

(パネルを示す) この二つのグラフを見比べてみました。児童虐待相談対応件数は増加しており、一時保護も増加しているのに、施設や里親に措置された要保護児童数は横ばいとなっています。普通は、要保護児童数も増加すると考えるのが当然だと思いますが、なぜか横ばいです。大丈夫なのでしょうが。

私は幾つか推測しました。一つ目、児童虐待の意識が高まり通報が増えてきているが、実態はそうは変わっていない。二つ目、以前なら措置したが、在宅支援が強化されているので家庭へ帰している。三つ目、本来は措置したいが、児童養護施設や里親などの受け皿が不足しているので、その数を見ながら、措置せざるを得ない、こんな推測をしてみました。

どれが該当するかわかりません。私は、でも心配していることがあります。

それは家庭へ帰すことによって重篤化している子どもがいるのではないかと、もっと早くに保護していれば、子どもの傷はここまで深くなかったのというケースがありはしないかという心配であります。

(パネルを示す) 次の数字を見ていただきたいと思います。里親や施設などに代替養育をしている子どもの数の国際比較です。

上位から紹介します。児童人口1万人当たりの保護の子どもの数です。1位はカナダ109人、2位はデンマーク、3位はフランス103人、日本は17人です。国際的に見て、日本は社会的養育を受けている保護児童数が極端に少ない国です。家庭養育がしっかりしているからということなのか。

でも、私はこう思います。社会的養育が必要な子どもの数は、潜在的にはもっと多いのではないかというふうに思っています。

知事は昨年、カナダを視察されましたので、後ほどまた紹介もいただきたいと思います。

いずれにしても、日本では、在宅支援の強化が必要であることに間違いありません。市町との連携強化はもちろんのこと、児童相談所の補完的役割を果たしている児童家庭支援センターの役割も重要だと思います。

現在、四日市市、名張市、津市の児童養護施設に児童家庭支援センターが設置されていますが、今後も児童相談所管内の人口規模に応じた配置や、児童相談所がない地域がありますよね。そういった地域への配置もぜひ御検討いただきたいと思います。

在宅支援については時間の都合上、質問はせずに要望にとどめさせていただき、質問は一時保護委託の職員配置基準に絞って質問させていただきたいと思います。

一時保護の機能は、緊急保護とアセスメントです。現在、一時保護施設は北勢児童相談所と中勢児童相談所に設置されていますが、このほかに、専用小規模グループホームへ一時保護を三重県は委託しています。津市のみどり自由学園に4人、乳児は四日市市のエスペランス四日市に6人が一時保護を委託しています。来春、鈴鹿児童相談所が開設されるのに伴って、鈴鹿里山

学院に6人の一時保護が委託をされます。新しい社会的養育ビジョンでは、一時保護委託推進の方向性が示されていますが、一番の課題は職員の配置です。

今の国の基準は2.5人です。この基準では、これは知事も本当によくわかっていらっしゃることをここで申し上げるんですけども、夜勤が一人1カ月14日から15日です。1カ月の半分近くが夜勤になる基準です。労働基準法違反じゃないんでしょうかね。働き方改革などはほど遠いです。

今年から始まったみどり自由学園の一時保護も2.5人で運営されていますが、緊急に保護された子どもは非常に精神的に大きな不安の中にいます、ケアニーズの最も高い子どもです。2.5人の職員配置はとんでもない基準だと思います。

この一時保護委託の国の基準に対する県の見解、そして県としての取組があればお聞きをさせていただきたいと思います。お願いをいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） 一時保護施設の職員配置についてお答え申し上げます。

県内におけます児童養護施設などの委託一時保護用の専用居室等につきましては、平成28年度に乳児院1カ所、児童養護施設1カ所の整備を行い、平成29年度から本体施設に併設する形で運営をいただいているところでございます。

一時保護となる児童のうち、深刻な事案については原則、児童相談所の一時保護所を利用しますが、乳児などその児童の状況に応じて児童養護施設等への委託一時保護も利用しており、分担して児童の保護、支援に当たっているとございます。

平成29年度の利用状況は、一時保護対応件数の全体が845件で、そのうち359件が従来の施設利用も含めた児童入所施設などへの委託一時保護となっております、その件数は増加傾向にあります。

一時保護については、生活環境が大きく変わる児童のフォローや今後の処

遇方針を決めるための行動観察が必要ですが、国の職員配置基準では、常勤職員2名と非常勤職員1名の合計3名となっているため、24時間体制で運営している施設におけます職員の負担は非常に大きなものと認識しております。

そのため、これまでも一時保護された児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設などの委託一時保護用の専用居室等の職員配置の充実を国に提言してきたところでございます。

今後とも、様々な機会を通じて、引き続き職員配置基準の改善を国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 部長にも御答弁いただきましたが、知事におかれましても、国に対して何度か働きかけをしていただいていると伺っております。児童福祉法改正で、子どもの最善の利益をうたいながら、この職員配置基準ではあんまりだと思えます。

この後の里親養育支援についても同じですけれども、描いたビジョンは、素晴らしいですが、予算の裏付けは今のところできていません。三重県のように、知事を先頭に全国を先導して走っていく県は、そしてその関係者はたまったものではないと思えます。

国家予算が毎年、増大していく中で、全国で3万人足らずのしんどい子どもたちの保護が危うい国であってはならないと思えます。今後もぜひしっかりと国に訴えていただき、なかなか国が追いついてきませんので、県の取組も強化していただきますことを強く要望をさせていただきます。

二つ目は、包括的な里親養育支援（フォスタリング機能）の充実についてでございます。

児童福祉法改正によって、都道府県が行うべき包括的な里親養育支援が具体的に位置づけられました。新しい社会的養育ビジョンでは、フォスタリング業務というらしいです。私も初めて聞きました。横文字はわかりにくいですが、先ほど知事も少し使われました、マークもつけておっていただきます。

今後使われていく言葉なので、あえて紹介をさせていただきました。次のア
ドボカシーという言葉も同じでございます。

里親が子どもを養育するための支援を包括的に行うフォスタリング業務と
は、里親の開拓、里親の研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育の
支援など、一連の業務を一貫して行う業務のことで、フォスタリング機関を
確保することが都道府県に求められています。

この業務は本来、都道府県の役割ですが、業務の一部または全部を委託す
ることができます。三重県のフォスタリング機能の現状と課題、今後の方向
性についてお答えください。

〔田中 功 子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、里親養育支援に対する県の取組
状況についてお答え申し上げます。

県では、平成27年3月に国の社会保障審議会から示されました方針を踏ま
え、三重県家庭的養護推進計画を策定し、家庭的養護の推進に向けた取組と
して、児童相談センター、北勢児童相談所、中勢児童相談所に里親専任の職
員を配置するなど、里親支援の体制を強化してきました。

また、乳児院、児童養護施設に配置されています里親支援専門相談員と連
携しながら、里親制度の普及啓発や里親リクルート、子どもと里親家庭の
マッチング、委託後の家庭訪問等を実施してきたところでございます。

さらに、里親が委託されました子どもを適切に養育できるよう、里親を対
象としました様々な研修を開催し、昨年度からは、児童家庭支援センターと
連携して、里親の養育力のさらなる向上を図るための研修や里親が子どもの
行動に適切に対応する具体的な方法を学ぶことを目的に、イギリスで開発さ
れたフォスタリングチェンジプログラム研修を実施しているところでござい
ます。

このような取組を受け、里親の延べ登録数は平成22年度末の168世帯から
29年度末には234世帯に増加し、里親等委託率は22年度末の13.8%から29年
度末には26.4%に伸びているところでございます。

さらに、本年度は、これまで行ってきました里親説明会や里親出前講座に加え、新たに鈴鹿市、亀山市を対象とした集中的な里親制度の普及啓発を行います家庭的養護プロモーション事業をNPOと連携して実施しています。

平成28年の児童福祉法改正により家庭養育優先原則が定められ、昨年8月には、児童福祉法改正の内容の実現をめざす新しい社会的養育ビジョンが公表されました。今年7月には、厚生労働省から都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、取組をさらに推進するため、里親のリクルートや研修、支援等を一貫して担う里親支援体制を2020年度までに整備することが求められております。

これに対応し、県では、子どもの最善の利益を実現するため、これまで培ってきた乳児院、児童養護施設等との連携や施設の専門性を生かし、関係機関とともに里親支援体制のあり方を検討しながら、さらなる強化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 今日、知事は、フォスタリングマークの2色リボンのバッジをつけていただいている、子どもの家庭養育推進官民協議会の会長も務めておられるので、この問題は本当によく御存じだと思えるんですけども、先ほども御紹介がありましたように、2020年までに、このフォスタリング機能の整備を完了することということになっておりますけれども、あとわずかですので、このあたりのところは本当に、描いているけれども、なかなかそう簡単にはいかないというふうに思っています。

そんな中で数値目標を示しています。おおむね7年以内、3歳未満はおおむね5年以内に乳幼児の里親等委託率70%、おおむね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%という数字なんですけれども、未整備のまだまだ課題がある中では、これは極めて私は乱暴な数字だというふうに思っていますので、数値目標を達成するために、数値目標達成が目的化して、子どもの最善の利益が失われることがないようにお願いをしたいなというふうにも思っていま

す。

今、三重県では、乳児院、児童養護施設が、里親支援専門相談員ですとか、一時保護やら児童家庭支援センターなど、フォスターリング業務にとどまらず、専門的な役割を随分担っていただいております。ビジョンに示される前から、そういう方向性で頑張ってきたというふうに思うんですけども、今回のビジョンでは、施設の高機能化、多機能化が求められているところになっています。

私は、やっぱりこの方向性は進めていただきたいなと思っています。そして、それが子どもの最善の利益となるように進めていただきたいなというふうに思っています。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。この質問は、ぜひ知事にお答えをいただきたいと思います。子どもの権利擁護（アドボカシー）についてです。

新しい社会的養育ビジョンでは、子どもの権利擁護がしっかりと盛り込まれました。例えば、一時保護や措置された子どもについては、子ども自身からの意見聴取、意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策など、いろいろと各都道府県の実情に応じて取り組むことが求められています。ほかにもいろんな観点があったかと思います。

知事におかれましては、これまで社会的養護の子どもの問題に力を注いいただき、カナダへ視察をしていただいたり、官民協議会の会長をお務めいただいたりもしております。子どもの権利擁護について、今後どのように取り組んでいこうと考えておられるのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、これからの社会的養育の方向性について知事の思いなどもお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子どもの権利擁護（アドボカシー）についての考えや県の取組、また社会的養護の推進について答弁させていただきます。

御案内ありましたとおり、平成28年の児童福祉法改正で、子どもの権利保障が明記され、子どもの権利を尊重した取組の必要性が高まってまいりましたので、改めて私としまして、子どもの権利を守るための制度が充実しているカナダのオンタリオ州を昨年9月に訪問し、重篤な児童虐待事案に対して、多数の専門職が集まり、途切れのない支援や予防活動を行っているブースト、子どもと若者のための権利擁護センターというんですけれども、などの視察や担当大臣との意見交換などを行ってまいりました。

ブーストにおいては、児童虐待が発生したとき、まず関係機関が集まって方針を決め、被害児童の心理的負担に配慮した上で、共同して迅速かつ切れ目なく対応していました。また、オンラインや絵本を利用して、子どもたちが虐待から自分自身を守る教育が学校で実施されていることや、互いを批判するのではなく、何度も話し合うことで信頼関係を構築してきたという多職種における連携の説明を受け、大変感銘を受けました。

厚生労働省が本年7月に示した都道府県社会的養育推進計画の策定要領においても、当事者である子どもからの意見聴取や権利を代弁する取組を進めていくことが求められていますが、これはカナダの視察を踏まえ、本県が既に進めている取組と方向性が合致するものです。

また、国に対して、子どもの権利擁護に向けた取組を推進すべく、アドボケイトの人材育成に取り組むよう提言、提案活動を実施してきたところですが、厚生労働省の平成31年度予算において、子どもの権利擁護に係る実証モデルの新規事業が概算要求されているところです。

児童相談所が一時保護や施設、里親への措置を行うことで、子どもの養育環境は大きく変化することから、当事者である子どもの意見を酌み取りながら日々の業務を進める必要があります。

そこで、これまでも児童養護施設に入所する子どもたちに、子どもの権利ノートを配布し、プライバシーの尊重や困ったときの相談先などを説明しています。

加えて、児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラムであるCAP

プログラムを職員や子ども向けに実施し、子どもが生きていくために必要な権利について知識を深めていただいています。

本年度は、さらにブースト等の取組を参考とした子どもの権利擁護推進事業を新たに立ち上げ、これまで以上に権利の主体として子どもの意見を尊重し、支援していくこととしています。

その取組の一環として、今年4日及び26日には児童相談センターが大学教授を招き、児童相談所職員を対象としたアドボカシーの基本的な理解、求められる技術などに関するアドボケイト養成研修を開催します。

それぞれの職員が子どもたちと接する日々の業務の中で、子どもの権利を保障し、代弁者として求められる対応への理解を深められるよう、人材の育成に努めてまいります。

子どもの最善の利益が尊重されるよう、今後も関係者への研修を実施していくとともに、子どもの年齢や理解に応じた十分な説明、意見を行い、子どもの権利擁護に関する取組を進めてまいります。

県では、共同面接という性犯罪被害に遭った子どもたちがいろんな人から、警察やら検察やら児童相談所からいろいろ聞かれたりするので、非常に心理的な負担が大きいので1回で面接を受け、それを対応するというようなことも全国に先駆けながらやらせてきていただいているところであります。こういう具体的な取組を積み重ねながら、子どもたちの最善の利益を守っていきたいというふうに思っておりますが、今回の新しいビジョンについては、まさに議員も御指摘のとおり、書かれている言葉は美しいですけども、それに伴う予算とか人材とか、やっぱり福祉は人が人をするものでありますので、そこに対する対応がまだまだ不足ということで、我々もしっかりと官民挙げて国に対しても働きかけをし、とにもかくにも子どもたちのためにしっかり頑張っていきたいと思っております。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いします。

最後に一言、施設を退所した大学生がシンポジウム、この9月でしたかね、

県庁講堂であったんですね。その大学生の言葉を紹介します。

自分は未来の夢を曖昧にしてきた。私はこの言葉がすごく心に響きました。三重県では、施設の子どもの大学進学率は15.8%です。ほかの高校生の進学率は65.9%です。すごい開きがあります。自分の未来の夢を曖昧にしてきた、この言葉、重く受けとめながらこれからも頑張っていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 37番 舟橋裕幸議員。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○37番（舟橋裕幸） 津市選出の新政みえの舟橋裕幸でございます。9月定例会会議のトリを務めさせていただきます。台風第24号の対応で大変お疲れの中だと思っておりますけども、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。パネルは1枚も使いませんので、耳だけこちらのほうへ拝借できたらなと思います。

私のほうからもこのたびの台風第24号で被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

さて、質問に入らせていただきます。まずは公文書管理条例の制定について伺いをいたします。

公文書等の管理に関する法律は、平成19年に明らかになった消えた年金記録問題などで、公文書がきちんと記録保管されていなかったことが批判され、23年4月に施行されました。その後、森友学園への国有地取引に関する財務省の決裁文書の改ざん、ないとされた陸上自衛隊の日報の発見など、公文書管理の実態が次々と明るみに出ています。

過去にも、東京電力福島第一原発事故後の原子力災害対策本部での議事録をつくらなかった。また、内閣法制局が、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更に、国会答弁用の想定問答を行政文書ではないとして開示しなかったなど数々の問題事例があります。

政府は、多くの不祥事を受け、昨年12月、行政文書の管理に関するガイドラインを改訂し、本年4月、各府省庁の文書管理規則も改正がなされました。

ところが、経済産業省では、公文書管理で、政治家発言の記録は残すなど指示していました。これでは、行政のブラックボックス化と言わざるを得ません。

公文書管理法の目的は、現在や将来の国民に説明する責務を全うする、であり、公文書は国民共有の知的資源であります。その目的は、いまだ機能していないと言えます。

私は、平成24年第1回定例会の一般質問において、三重県においては、文書管理規程が知事部局や教育委員会、公安委員会で規定されている。管理のみを目的とするのではなく、現在及び将来にも説明責任を果たすとともに、活用できる文書保存についての環境整備が必要である。新博物館建設を契機に、法律の趣旨にのっとり公文書管理条例を制定すべきと質問いたしました。

当時の植田総務部長の答弁は、公文書は、行政処分などの県民の権利義務にかかわる事務が適正な手続きによって行われたことの証拠として、また県民への説明責任を全うしようとする三重県情報公開条例の趣旨からも重要な意味を持つものであると認識しております。歴史公文書などの利用につきましては、一つには、公文書管理条例を新たに制定する方法、二つには、既存の条例の改正によって規定する方法が考えられます。それぞれのメリット、デメリットを勘案しながら本県の実情に応じた方法を検討していきたいとお答えいただきました。

三重県公文書管理規程では、三重県情報公開条例に基づき、開示への対応と適切な管理を求めています。公文書の意義の根本となる部分が抜け落ちています。それは、今回の財務省の改ざんで明らかとなったように、公文書管理法第1条の冒頭にある、公文書は歴史的事実の記録ということでもあります。公文書の改ざんはあるまじきことであり、このことを徹底するためにも規定の中に盛り込むことで、意識づけることができるのではないのでしょうか。

歴史公文書として未来永劫に保存されるのは、歴史的記録でなければならぬし、公文書を作成する職員には、その大原則を遵守する責任が課せられていると考えます。現在の情報公開条例の趣旨にのっとり公文書管理規程

では、歴史的事実の記録という意義が薄れがちであります。

そこで国の不祥事やガイドラインの改定を受け、公文書の意義や保存のあり方について、高い意識で文書管理をしていくために、改めて公文書管理条例を制定すべきと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 公文書管理条例の制定について述べさせていただきたいと思えます。

公文書は、県民に対する説明責任を果たすために重要なものであると認識しています。このため、本県では、三重県情報公開条例において公文書の適正管理について規定しており、同条例に基づき、具体的事項については公文書管理規程を制定して公文書の管理を行っているところです。

最近の国あるいは他の自治体の公文書管理をめぐる諸問題、また本県における直近の不適切な事務処理が連続して発生していること等を踏まえると、これまで以上に公文書の適正な管理を徹底し、公文書に対する県民の信頼を高めることが重要であると考えます。

このためには、公文書管理に関する基本的事項を条例で規定することが職員の意識を高めるための契機となり、また、条例に基づき、公文書の適正な管理がこれまで以上に行われることによって、県民への説明責任が果たされることとなり、大きな意義があるものと認識しています。

また、公文書のうち歴史資料として重要なものについては、保存期間満了後、歴史的公文書として、公文書館機能を持つ総合博物館に移管し、保存及び利用を進めているところです。

昨今の歴史的公文書に対する関心の高まり等、社会情勢の変化を受け、将来にわたり、県民共有の知的資源として、歴史的公文書を県民の皆様へ御利用いただくためには、これまで以上に公文書の適正な管理に対する職員一人ひとりの意識を向上させるとともに、歴史的公文書の保存及び利用についてのルールを明確化していく必要があると考えています。

こうしたことを踏まえ、現在、今年3月現在で公文書管理条例、6都県の

みの制定となっておりますけれども、本県としましては有識者等の意見を聞きながら、公文書の適正管理並びに歴史的公文書の保存及び利用等について、規定する条例を制定していく方向で検討を進めてまいります。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） 前向きな御答弁ありがとうございました。ようやく条例ができるのかなとうれしく思います。

公文書管理法では、地方自治体にもやっぱり条例をつくるということは書いてあるんですけど、義務規定でありますし、またややもしますと、公文書管理、そんなもの、内部管理の問題でということと条例化に対して消極的なところもありました。

ただ、条例化するということは、県民との約束ということにもなるわけですし、今までは5都県であったのが、森友、加計問題を契機に愛媛県が入り6都県になりました。

加えて、15道県ぐらいが今、前向きに取り組んでみえるということを知っておりますので、そういった意味では16都道県目の県として頑張っていただきたいなと思っています。

思い起こしますと北川知事の時代、彼は情報公開に非常に熱心でありましたし、その結果、県のいわゆる文化も変わってきたというふうに思っています。それ以降にしか公文書管理法はできてませんから、このたび、改めて知事が公文書管理条例の制定に向けて努力をいただくことは、情報公開と公文書管理の両輪、車の両輪がうまく動き出すのではないかなというふうに期待もするところです。

ただ、文書だけではなく、今やメールの時代であります。そのメールの扱いについてもどうするかということを整理していただくことも必要だろうと思いますし、同時にこの条例をつくるのは文書管理をする総務部、それから電子システムを所管する地域連携部、それから情報公開の戦略企画部、それから歴史公文書の環境生活部。ということは、知事部局だけでも四つの部がかかわってきますので、うまく議論をしていただきたい。当然、この問題は

教育委員会にも、警察本部にも波及することですので、そこら辺の意見をしっかりと調整していただきながら、いい条例になりますことを期待しておきたいと思います。

次に、三重県総合博物館の公文書館機能の充実についてお伺いいたします。

先ほど少し知事のほうからも前向きな答弁が含まれていましたけども、平成26年4月に開館した三重県総合博物館も5年目に入りました。公文書等を県民が主体的に利用するという点では、情報公開条例とともに、歴史的公文書等を保存、利用に資する公文書館がその一翼を担っており、三重県総合博物館が公文書館機能を有しています。

しかし、開館5年目に入り、体制や移管された歴史的公文書の整理状況、利用状況、県民へのアピールはどうなのかという点、その機能が十分に果たされているとは言えません。

具体的には、総合博物館には、調査・資料情報課に、課長以下3名の職員が配置されていますが、公文書館機能の担当は常時一人で、公開窓口や保存、整理担当は嘱託職員に依拠しています。また、必要に応じ学芸員の皆さんの協力を得ながら運営されています。情報公開室から行政刊行物などの移管も受けていますが、目録や検索が不自由であり、情報公開室ではコピー可能であったのが、ここではコピー機さえ常備されておらず、利用者からの不満もあるそうです。

平成24年第2回定例会で、当時の竹内環境生活部長は、新県立博物館については、地域や県民に開かれた博物館を目指し、自然系、人文系、それから公文書館機能をあわせ持つ総合博物館を目指す、また組織は、総務管理部門、事業部門、さらに研究部門あるいは公文書部門を置くことを基本に検討していると答弁しています。結果として、施設や職員定数などの関係で、最終的に公文書館機能にしわ寄せが来ているのではないかと私は感じています。

先ほど公文書の意義が歴史的事実の記録にあることを言及しましたが、移管された歴史公文書の整理、利用の充実を図ることが県民への責務ではないでしょうか。

一方、三重県史は歴史的事実の記録の公文書も多く含み、三重県の歴史的事実をまとめたものであります。ようやく残りの刊行までわずかになったと伺います。その後、収集した資料は、三重県総合博物館に移管されることでしょうから、公文書館機能充実のためにも、また9年後の県政150周年や、その先を見据えてのさらなる資料の収集や、三重県の偉人や新たな歴史的事実の紹介など、様々な形で三重県のアイデンティティの継承に、県史編さんの人材とノウハウを生かしてはいかがかと考えます。

加えて、公文書館機能を三重県の公文書センターなどとして、部門としての位置づけを検討してはいかがでしょうか。

以上、三重県総合博物館の公文書館機能の充実についてお考えをお伺いします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 三重県総合博物館におけます公文書館機能の充実について御答弁申し上げます。

本県の公文書館の機能のあり方につきましては、平成20年12月に策定いたしました新県立博物館基本計画で整理を行いました。その中では、歴史的公文書を三重の自然と歴史、文化に関する資料として、博物館資料と一体的に扱うことにより、新博物館が所蔵する資料群の幅を広げ、博物館の活動を充実させることや、三重についてのレファレンスをはじめ資料の活用や発信などの機能を高め、これらを支える調査研究においても、専門性や総合性をより一層深めることにつながることを期待し、博物館と合わせて公文書館機能を一体的に整備するというところにいたしましたところでございます。

この考え方に基つきまして、平成26年に自然系と人文系を扱う博物館が、公文書館機能をあわせ持つ総合博物館として全国で初めてオープンし、これを機に、公文書館機能として必要な施設、設備、収蔵スペース等を確保したところでございます。

現在、総合博物館の組織につきましては、先ほど議員から御紹介ございましたように、経営戦略広報、展示・交流事業、調査・資料情報の三つの課で

構成されておりまして、このうち公文書館機能につきましては、調査・資料情報課が所管し、常勤、嘱託員合わせて4人が対応しております。

平成23年に施行された公文書管理法におきましては、国の公文書が国民共有の知的資源として定義され、適切な管理が求められる中、先ほどお話がございましたように、国においては決裁文書の改ざんをはじめとする多くの問題が発覚し、公文書管理に対する国民の目は非常に厳しくなっております。

また、歴史的公文書につきましても、全国各地で公開の要請が高まりを見せるなど、総合博物館の開館後、公文書館を取り巻く社会情勢には大きな変化が生じております。

このため、博物館が開館して5年を迎えるこの時期に、改めて現行の公文書館機能の状況について課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化も踏まえ、さらなる公文書館機能の充実に向け、関係部とも検討を進めているところでございます。

また、県民の皆さんに総合博物館の公文書館機能を活用していただけるよう、周知方法につきましても工夫をしてみたいと考えております。

なお、県史の編さんにつきましても、間もなく一つの区切りを迎えることから、県史編さんに当たり収集した資料を有効に活用できるよう、あわせて検討してまいります。

以上でございます。

[37番 舟橋裕幸議員登壇]

○37番（舟橋裕幸） ところで、ここにおみえの執行部の皆さん、議員の皆さん、歴史的公文書を見たいと思ったときに、総合博物館のどこにあるか御存じですか。文書管理を担当する総務部長、どこにあるんですか。

○総務部長（嶋田宜浩） 申しわけありません。承知しておりません。

[37番 舟橋裕幸議員登壇]

○37番（舟橋裕幸） これが現実なんやわな。エスカレーターを上がって右へ行って、今、松浦武四郎の企画展をやっているその右側に部屋があるんですよ。その部屋の入り口に看板というか、この部屋は何だというプレートが

飾ってあるんですよ。ここはこの部屋ですという説明。何て書いてあるか、環境生活部長は御存じですか。

○環境生活部長（井戸畑真之） 資料閲覧室という名称を使っております。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） そのとおり。資料閲覧室なんです。さすが環境生活部長ですね。

でも、資料閲覧室はないでしょう。公文書館機能を有する部屋の入り口として、やっぱりせめても歴史公文書等閲覧室というぐらいの表現があってもいいんじゃないかなというふうに思いますし、その資料閲覧室という看板が今の公文書館機能の実態をあらわしているような気がしてなりません。

井戸畑部長は、博物館をつくるときにもかかわっていただいた方ですから、今、お答えされた内容についても信頼をしますし、5年がたちました。これから向こう5年を考える際に、やっぱり9年後でしたかね、三重県政150周年などに活用することも踏まえながら、しっかりした充実をしていっていただきたいなというふうに思います。

5年前に、当然初めてできましたので、ドーンと三重県が持ってる資料があそこへ入りました。現実にはバックヤード見せてもらいましたが、ほぼ半分がもう埋まっています。加えて、県史が全て刊行されれば、その資料もあそこへ入ってくると思うんです。そうなりますと、今後の5年間を考える際に、いわゆる予算、それから組織、運営の企画だけではなくて、バックヤードのスペースということも十分視野に入れて、今後の充実に向けての取組をしていただけたらなというふうに思います。

では、次にマイクロプラスチック対策についてお伺いをさせていただきます。

海に漂う見えないごみ、マイクロプラスチックの脅威が今、大きな問題となっています。

マイクロプラスチックとは、環境中に存在する直径5ミリメートル以下の微少なプラスチック粒子であります。マイクロプラスチックの発生源は多様

で、工業用研磨剤や洗顔料、化粧品などに直接使用するために生産されるものから、ペットボトル、レジ袋などの海洋ごみの大きなプラスチック材料が細かくなり、マイクロプラスチックとなったものがあります。これが問題です。近年、使いやすいプラスチックの消費の増大により、海洋のマイクロプラスチック汚染が着実に拡大しています。

先日、アメリカのミネソタ大学の研究グループが、世界13カ国の水道水のほか、欧米やアジア産の食塩、米国産のビールにマイクロプラスチックが含まれているとの報告を出しました。これは三重県は調査対象外です。

世界中から海に流れ出るプラスチックの量は、年間800万トンとか1000万トンとか言われ、それが砕け、目に見えないほど小さくなり、海に漂っています。プラスチックは、基本的に壊れてもプラスチックであり、分解されません。つまり増加の一途をたどることになります。

また、マイクロプラスチックは、海水中の油に溶けやすい有害物質を吸着させる特徴を持ち、魚などの海洋生物がマイクロプラスチック自体や、それに付着したPCBなどの有害物質を摂取することは、生物や生態系への深刻な影響が懸念されます。こうした中、民間においても脱プラスチックの動きが出てまいりました。

ヒルトン名古屋が、8月より水の容器をプラスチック製ボトルからガラス瓶に全面的に切りかえ、ストローは紙製に切りかえました。

また、スターバックスやファミリーレストランすかいらーくがプラスチック製ストローを廃止しました。

加えて、マイクロプラスチックより、より細かいマイクロビーズを使用する化粧品や洗顔料をつくっている大手メーカーも、代替素材へ切りかえる動きを見せています。

政治の世界では、本年6月、カナダで行われたG7シャルルボア・サミットでもプラスチックごみによる海洋汚染について協議され、合意文書が取りまとめられました。残念ながら、日本は市民生活や産業への影響を考え、アメリカとともにその文書に署名しませんでした。

一方、中央環境審議会は、7月、プラスチック資源循環戦略を議論する循環型社会部会を開催し、年内に答申をまとめ、来年6月、大阪市で開催される主要20カ国・地域首脳会合G20までに循環戦略を策定し、プラスチックごみ問題の取組をアピールしようとしています。

また、環境省は、来年度予算の概算要求においてプラスチックごみの減量や、再利用に向けた予算の大幅増を求めています。

こうした中、三重県には三重県環境基本計画があり、基本計画を具体化するために、三重県廃棄物処理計画や、ごみゼロ社会実現プランがあります。ごみゼロ社会実現プランには、容器包装ごみの減量、再資源化を目指し、容器包装リサイクル法への対応や容器包装の削減、簡素化の推進、レジ袋削減等の記載がされています。

過去、三重県では、平成28年10月に第14回海ごみサミット2016三重会議が開催され、マイクロプラスチックについての報告や議論がなされました。余りそれ以降、目立った動きが私には感じられません。

環境問題は、地球的規模で考え、足下から行動するとよく言われます。

また、プラスチックごみ問題をくいとめるには、事業者の役割を強化することと、消費者の環境意識を高めるという車の両輪が必要であります。

その中で、行政の果たす役割も多々あるかと考えます。

そこで、三重県におけるマイクロプラスチック対策を中心に、海洋プラスチックごみ対策の取組の現状と、今後の方針について環境生活部長にお伺いをいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） マイクロプラスチックを含めた海洋プラスチックごみ対策に係る県の取組につきまして御答弁申し上げます。

平成21年に制定された海岸漂着物処理推進法は、平成30年6月に改正され、マイクロプラスチック対策が規定されたところであります。

主な改正内容としては、3Rの推進等による発生抑制のほか、海岸漂着物対策として廃プラスチックの減量を図ること、事業者はマイクロプラスチック

クの使用抑制と廃プラスチックの排出抑制に努めることが追加されております。

マイクロプラスチックは、国内外で確認されておりまして、先ほど議員、御紹介ございましたように、有害物質を吸着し、食物連鎖等を通じて生態系に影響するといった懸念から、国際的にも関心が高まっているところでございます。

平成27年に国が調査したところ、伊勢湾でも確認され、その99%以上は廃プラスチックが紫外線や波の影響等により細くなったものでございました。

非常に微細なマイクロプラスチックを回収、除去するというのは非常に難しゅうございますので、マイクロプラスチック化する前のプラスチックの回収、こういったものが効果的であるというふうに考えます。

本県では、平成24年3月に策定した三重県海岸漂着物対策推進計画に基づき、プラスチックも含めた海岸漂着物対策に取り組んでおります。

対策を進めていくには、流域圏全体で対応することが重要であることから、伊勢湾については、平成24年1月開催の東海3県1市の知事市長会議において、本県知事が提案し、連携して様々な取組を進めているところです。

こうした複数自治体が連携した取組は、先進的なものとして国からも注目されております。

多くの自治体では、これまで回収、処理を中心とした対策を行ってまいりましたが、より一層、海岸漂着物を削減するためには、それに加えて多様な主体が連携した発生抑制対策を推進することが重要です。

こうしたことから、国は本年度から複数自治体の連携による発生抑制対策のためのモデル事業を実施し、その成果を全国に横展開していくこととしております。

三重県、岐阜県及び愛知県は、これまでの取組が評価され、複数県でのモデル地域として唯一選定され、共同で参画しておるところでございます。

県としましても、これを機会に、マイクロプラスチックの観点も入れつつ、東海三県一市や県内市町との連携を一層強化し、効果的な対策を率先して進

めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） 新聞で結構マイクロプラスチックの問題というのは今、出ますよね。それを読んでおりましたときに、マイクロプラスチックの議論というのは県議会でいつされたのかなと思ひまして、少し過去をめぐって見ますと、中村欣一郎元議員が、いわゆる鳥羽市へのごみの問題に絡ませて、このマイクロプラスチックの問題を質問してみえました。そのときに、知事は結構前向きにこの問題頑張る風の答弁をしてみえるんです。

ただ、改選後、もう間もなく3年半たちますけども、本会議の質問、答弁、それからもう一つは知事提案の文書などを見てますと、余り環境問題に熱心ではないんじゃないかと受けとめるような感じがあったんです。

でも、今の環境生活部長のほうの答弁で、陸から出てマイクロプラスチック化されて伊勢湾に漂うわけです。別に伊勢湾で急に発生するわけじゃないんですから、陸で発生させない、海へ流れ込ませない、その努力をするために先頭に立って頑張っていたらいいというのを聞かせていただきましたので、それを引き続き頑張っていたらいいと思いますし、当然のことながら、さっきも出てましたけども、3県1市、伊勢湾を取り囲むそれぞれが共同してこの問題に取り組んでいくことと、同時にやっぱり財政的な裏づけも必要な事業も出てまいりますので、しっかりと国に対してこの問題、要望していったらいいと思います。

ただ、ごみゼロ社会実現プランとかそういったものには、今のところ、マイクロプラスチックの表現がほとんどないんです。

それはつくった時期が以前だから、マイクロプラスチックが脚光を浴びる以前でしたと言ったらそれまでですから、今度、改定されるときには、ぜひともこのやっぱりマイクロプラスチック問題についてはしっかりと書き込んでいただきたいなと思うんですけども、そこら辺はどうです。いいです、これはもう要望にしておきます。局長のほうは通告をしてなかったもので。済

みません。

それでは、最後に今後ますます深刻化する少子高齢社会・人口減少社会に対する諸課題について3点お伺いをいたします。

まず、人口減少社会のイメージについてお伺いします。

日本が少子高齢社会・人口減少社会に進みつつあることは、誰もが知る常識であります。

しかし、自分の身の回りで、これから起こることを十分理解している県民は一体どれくらいみえるのでしょうか。

ものの本によると、団塊ジュニア世代が65歳以上になる25年後の2043年には、年間出生数は4分の3の71万7000人に減少する。既に出生届ゼロという自治体もあり、地域によっては小中学校が全て廃校になり、災害時の避難所設営に困るところが出てくる。

20代から64歳の働き手世代は、2015年から1818万人減り、社員を集められず、廃業が相次ぐ。高齢化率は36.4%まで進み、総人口の7人に1人が80歳以上の高齢化した高齢者で、しかもひとり暮らしが多数を占める。

人口減少においては、2015年国勢調査で、1億2700万人の総人口がわずかに40年後には9000万人を下回るとあります。

少子高齢化や人口減少を数字では言えますが、実感はなかなか得られません。ましてや、自分の生活にどうかかわるか理解できません。リアリティーをもって未来を想像する力が必要と考えます。

県は、平成27年に策定した三重県人口ビジョンを踏まえ、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少社会に対し、自然減と社会減の両面から様々な施策を講じています。これはこれで大切なことであり、効果的な施策の推進を期待するところでございます。

しかし、総人口は減少します。高齢者は増え続けます。子どもの総数は減り続けます。それに伴い労働人口は減り、空き家は増え、ひとり暮らしの老人が増え続けます。

日本は劇的に変わろうとしています。行政も、私たちにどんな社会が待つ

ているのか、今備えておくべきこと、これからできることは何かを具体的に示すべきではないでしょうか。

一例として、高齢者がひとり暮らしになると、安全なはずだった自宅が凶器と化するという話があります。高齢社会白書によりますと、65歳以上の事故発生場所の77%が住宅とあり、2016年データによると、65歳以上の交通事故死2138人に対し、家庭内における不慮の事故は1万2146件と5倍の差があります。要因別では、1位、不慮の溺死及び溺水5086件、2位、その他不慮の窒息3274件、3位、転倒・転落2336件と、交通事故を大きく上回っています。

また、買い物難民対策として、ネット通販が言われますが、運転手は少子化により減少し、今後ドライバー不足は深刻化します。自動運転で物を運んでも、荷物を下ろし玄関まで運ぶのは人です。どうなっていくんでしょう。

三重県人口ビジョンの最終ページに、地域が人口減少の現実と危機感を共有するとともに、その厳しい状況においても希望を持ち、地域の多様な資源を生かして新たな価値をつくり出していく必要がありますと書いてありました。まさにそのとおりであります。

そのためには、今議会で10年先、20年先の夢を語る議論もありました。しかし、人口減少を食いとめるだけでなく、少子高齢社会、人口減少社会で起こる不都合な真実を具体的に示し、議論すべきではないでしょうか。

そして、その不都合な真実に対する対応策を講じていくべきではないでしょうか。知事のお考えをお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口減少社会についてイメージをよりわかりやすく県民に示すべきではないかという御質問について答弁をいたします。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、三重県においても、全国より1年早い平成19年にピークを迎え、その後、減少に転じています。

こうした背景の中、みえ県民力ビジョンでは、時代潮流と現状認識の中でお示したように、産業の生産力の低下への懸念や消費の低迷、戦後を支えてきた社会保障制度の再構築が避けられないことなど、本格的な人口減少社会を認識した上で策定し、基本理念の中でもあえて安易にバラ色の未来を描くことはできませんと述べたところです。

また、平成27年に策定し、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の前提となった三重県人口ビジョンにおいても、人口減少及び人口構成の変化がもたらす課題として一節を設け、労働や地域活動の担い手不足による経済の低迷、人口の流出や高齢化等による都市や集落の機能低下などを列挙しています。

しかしながら、厳しい現実のみに目を向けていても、明るい未来は語れませんので、人口減少、高齢化がますます加速する中でも、県民の皆さんが夢や希望を持てるようなプラスの部分、テクノロジーの進展とかライフスタイルの変化とかアクティブシニアの活躍であるとか、そういうような将来に対する光の部分についても、あわせてしっかりと県民の皆さんにお示しすることが必要であると考えております。

人口減少社会への対策において、今後計画等を検討するに当たって、厳しい現実と明るい未来の具体的なイメージを県民の皆さんとともに共有できるよう、さらなる工夫をしていきたいと考えています。

[37番 舟橋裕幸議員登壇]

○37番（舟橋裕幸） 必要以上に危機感をあおれと言っているつもりはありません。数年前に五木寛之さんの『下山の思想』という本を読んでいたときに、やっぱりイケイケドンドンの上りと違って、下りでこそ慎重であるべきだと、事故が多いのもそのときだしというような話が出まして、これからの日本の社会をいわゆる行政として、議員としてどのようにかわっていくかというのを感じながら読ませていただいたこともありました。

当然のことながら、今の活力というものをずっと維持していくためには、アクティブ・シチズンの問題もあろうかと思えます。AIを含めた様々な

I o Tの問題もあります。そういうものをフルに活用しながら慎重に対応して今後の社会をつくっていく。何分にも私たちが過去に一度も経験をしたことのない縮小社会でございますから、それについてはある面では慎重でもあるべきだということを思って、この質問にさせていただいたところでございます。

ところで、その不都合な事実の例として、二つの現実への対応をお伺いしたいと思います。

まずは、相続登記の義務化を国へ働きかけていただきたいとの意見に対する県のお考えをお伺いします。

近年、相続登記未了土地に関する問題がクローズアップされています。所有者不明土地対策については、昨年12月に田中祐治議員が質問しています。昨年6月、これ一昨年になります。所有者不明土地問題研究会が、日本全国で所有者不明土地が九州より広い約410万ヘクタールに達する。また、所有者不明土地が障壁となり、公共事業が停滞したり土地が荒廃したりするなど、2017年から2040年の経済損失は累計で約6兆円に上るという推測結果を発表した。高齢化の進展による相続件数の増加や都市への人口移動により、今後ますます増加が見込まれる所有者不明土地対策への国の動向及び県の対応についての質問でした。

県の答弁は、県としても所有者不明土地問題は、重要な課題であると認識しており、法案提出に向けての国の動きを注視してまいりたいとのことでした。その後、国は本年6月、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を成立させ、土地利用の円滑化を図っていますが、公共事業の推進に向けた取用手段の合理化、円滑化などを図ることを主な目的としており、仕組みとしては弱い感じであります。

今後、土地所有者が死亡した際の相続登記や、所有権移転時の不動産登記を未了のまま放置する事例は跡を絶たないことでしょう。特に、従前は財産を保全するため登記を行ってききましたが、過疎地などにおける土地は、財産ではなくマイナスの財産である現実があり、財産の放棄も含め、ますます

相続登記未了土地が増大する可能性があります。

相続登記未了土地問題を放置することは、先ほども話が出ましたけど、地籍調査事業を進める上でも大きな障がいとなります。

そこで、前回の答弁にありましたように、国の動きを注視するというような消極的態度ではなく、積極的に国に対して相続登記の義務化を働きかけていくべきではないでしょうか。お伺いします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） 相続登記の義務化を国へ働きかけていくべきではないかという御質問をいただきました。

所有者不明土地は、公共事業や民間の事業において、その土地を取得、利用しようとする際に、所有者の探索に多大な時間やコストを費やすこととなることから、事業推進を阻害する要因の一つということになっております。

そして、今後、さらなる高齢者人口の増加により大量の相続の発生が見込まれる中で、所有者不明土地の一層の増加が懸念をされておるところでございます。

こうした中、所有者不明土地問題を解消する取組としまして、国において、本年6月に、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針が示され、その中で、相続登記の義務化を含めた対策の推進が明記をされておるところでございます。

県といたしましては、相続登記が義務化されれば、所有者不明土地の発生が抑制され、地籍調査事業や公共事業の用地買収等における所有者探索が効率化されることから、事業の円滑化、迅速化に資するものであるというふうに考えております。

現在、相続登記の義務化等を含めた登記制度、土地所有権に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の対策について、法務省、国土交通省等の関係省庁が連携して検討を進めておるところでございます。

本年度中には、制度改正の具体的な方向性や検討課題を示した上で、2020年度までに必要な制度改正を実現するとしており、こうしたことから国にお

いて早期の法制化に向けて積極的に取り組んでみえるというふうに認識しておるところでございます。

今後もしばらく、情報収集に努めますとともに、本年度中とされておりまして具体的な方向性や検討課題が示されたときには、必要に応じて国に対して意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） 市も、それから市から頼まれる土地家屋調査士をはじめとする団体も、本当に困っているんですよ。

制度は当然、国が整備しますので、法務省が今、研究会をつくってやっていますし、2020年までにこういう動きがありますと。いわゆる、県としては問題意識もありますと、効果も期待しますと言いながら、国の動きを見てますわというような感じが見受けられますので、やはりそれこそあらゆる機会を通じて、この問題については法律は国や、実行は市町の業務やと言わずに、反対のベクトルの方向にも言うんだったらものも言いにくいですけども、やっぱり非常に市町や何か困っている現実を勘案すれば、県としても国に一押し二押しするぐらいの、チャンスを見て、やるぐらいの意気込みをこれから示していただきたいなというふうに思います。

頑張ります程度の答えしか返ってきやへんですから、再質問はせずに次へ行かせていただきます。

さて、最後です。最後に、少子高齢社会や人口減少社会において大きな問題となるのが、中小企業、小規模企業の事業承継問題であります。

三重県において、中小企業、小規模企業は平成11年以降、15年間で、約1万6000社が減少し、平成29年の中小企業の休廃業、解散件数が487件と、倒産件数100件に比べ4.8倍で、全国平均3.3倍を上回っています。

また、廃業を検討する企業の4割が後継者難を理由に挙げ、三重県の後継者不足率は68.7%と全国ワースト13位とあります。

加えて、県内経営者の平均年齢は平成29年58.3歳と、近い将来、団塊の世

代の経営者が大量に引退することが予想されます。

まさに高齢社会、人口減少社会による大廃業時代が到来しようとしています。

県の推計では、対策をとらなければ、平成37年までの10年間で、約8万3000人の雇用と、約3300億円の国内総生産が失われるおそれがあるとしています。経営者の高齢化と後継者難に伴う事業承継は、待ったなしの問題であります。

こうした中、ようやく国も事業承継税制の改善など対策を始めました。県は、三重県事業承継ネットワークを昨年8月組織し、本年3月には三重県事業承継支援方針を策定しました。

加えて、6月には、黒字なのに後継者がいない中小企業の事業を引き継ぐ企業を見つけるため、インターネット上にプラットフォームを開設するネットサービス業の株式会社ビズリーチと協定を結びました。

知事は、7月の三重県事業承継フォーラムにて、中小企業の廃業や、それに伴う雇用、技術の喪失は地域存続に関わる重大な危機であることを認識し、地域の総力を結集して課題解決に取り組むと決意表明してみえます。

三重県の取組は先進的という評価もいただいております。

そこで現在、三重県が進める事業承継対策の内容と、その成果について、部長にお伺いします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 中小企業、小規模企業の事業承継について、支援の内容とその成果について御答弁を申し上げます。

中小企業、小規模企業の円滑な事業承継を進めるためには、商工団体、金融機関、専門家、公的機関など関係者が一丸となって、地域社会全体で取り組む必要があると考えております。

このため、三重県では、平成29年8月に三重県産業支援センターが事務局となりまして、三重県事業承継ネットワークを組成し、オール三重の連携体制で早期準備の認識を促すプレ承継、承継時の具体的な課題を解決する事業

承継、承継後の再成長に向けたポスト承継の各段階に応じて総合的、集中的な支援に取り組んでいるところでございます。

また、本年度からは、ネットワークに三重県市長会と三重県町村会が参画いたしまして、連携体制を強化するとともに、県内を3ブロックに分け、各地域を担当するブロックコーディネーターを事務局に配置し、地域の専門家と協力して、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行っているところでございます。

また、県内中小企業の方々に多様なマッチング機会を提供するため、全国初の試みとして、本年6月、県と日本最大級の事業承継M&Aプラットフォームを有する株式会社ビズリーチとの間で、事業承継分野における連携・協力に関する包括協定を締結し、あわせて県内に本店を置き、三重県事業承継ネットワークに加入する8金融機関全てが同社と業務提携を行いました。

さらに、本年7月には、三重県事業承継フォーラムの中で、知事から地域の総力を結集して課題解決に取り組むとの決意表明を行うとともに、全国知事会議において、中小企業の事業承継支援にかかる緊急宣言を三重県が提案し、決議をされたところでございます。

これまでの取組の成果といたしまして、三重県事業承継ネットワークでは、本年7月末時点の累計で2162件の事業承継診断を行い、事業者の皆さんが事業承継に取り組むきっかけづくりを進めました。

また、具体的な成果も着実に出てきております。例えば、四日市市内の製造業においては、従業員が事業を承継後、新分野への事業展開に成功したほか、津市内の飲食店においては、第三者承継によりまして、地域の名物店としてのれんや味を引き継ぐことができました。

さらに、税制面では、個人事業者に対する事業承継時における負担軽減措置などについて三重県から国へ提言したところ、経済産業省から財務省に対して平成31年度税制改正要望が盛り込まれたところでございます。

今後は、国に対し、事業承継を円滑に進めるための環境の整備に向けた提

言を継続して行っていくとともに、事業承継診断などで掘り起こした支援ニーズに基づく専門家派遣など個別の事業者支援の充実や、成果事例の収集、発信、承継後の経営革新に向けた支援などに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） 頑張ってくださいですね。県だけじゃなく、また産業支援センターじゃなくて、金融機関だとか様々なそういうインターネットを駆使するノウハウをお持ちの方々と、総力を結集して取り組んでいくということが非常に大切です、期待したいと思います。

でも、ところで7月12日のフォーラムですね。私も関心がありましたので行ったんですけども、200名の定員ですよ。狭かったですね。メモできる机もなかったんですよ。おーい、これが力入れとる事業承継のフォーラムかよと思ったんですけども、あれはちょっとその県の思いと現実のフォーラムの企画とはギャップを感じたところなんですよ。それにどうこうって聞きませんけども。

ただ、一つだけちょっと聞かせてほしいんですけども、私の友人が最近、M&Aで事業を譲渡しました。M&Aというと、やっぱりどうしてもマイナスのイメージがまだつきまとうという感じがいたします。買うたほうは技術と優秀な職員だけ残しといて、あと全部リストラしちゃったとかね。せっかくM&Aでええ人をもらったんですけども、結局、その会社の社長と合わなくて辞めてって何にもならなんだとかいうような、様々な課題、問題もあろうかと思うんですけども、これからやっぱり中小企業におけるM&Aも広がってくるというか、進んでくると思うんですよ。

そうした意味では、今、三重県内におけるつかんでみえる情報でM&Aの状況がわかればお教えください。

○雇用経済部長（村上 亘） M&Aの関係でございますけども、やはり多様なマッチング支援を進めていくためには、その選択肢の一つとして考えていく必要があるというふうに考えております。M&Aによるマッチング支援に

当たりましては、三重県事業引継ぎ支援センターや民間のM&A専門会社、金融機関などを中心に取り組んでおりまして、県内企業におきましてもM&Aによる引継ぎ事例なども出ているところでございます。

一方で、企業が事業譲渡を決断しても、適切な売却先を見つけることは容易ではございませんでして、また事業規模の小さい中小企業ではM&A専門会社の対象となりにくいといった課題もございます。

このため、今回、株式会社ビズリーチとの間で協定を締結いたしまして、地域金融機関と連携して取り組むことによって、三重県事業引継ぎ支援センターの機能に加え、企業に多様なマッチング機会を提供することとしたところでございます。

県内の中小企業におきましては、M&Aそのものに、議員もおっしゃっていただきましたけども、抵抗感がある企業もございますので、M&Aの成功事例の周知を図るなど、M&Aが事業承継の手段の一つとして活用されるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

〔37番 舟橋裕幸議員登壇〕

○37番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

今回の質問をいろいろ考えるときに、夢を語るというのもあります。それから、それこそイケイケドンドンの前向きな政策を提言する、要望するということもありますけども、どちらかという守りの施策という形で質問させていただきました。知事は、どちらかという、アピールするとか攻めるとかいうところはお得意でございますけども、やっぱり守りの政策も大切ですよということを思っただけなら幸いです。

1分残しましたが、これで終わります。（拍手）

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） お疲れのところ、もう少しやりとりをさせていただきた

と思いますので、よろしく願いいたします。新政みえ、小島智子です。

杉本熊野議員の部落差別の解消の推進に関する法律施行後の取組についてということで、先ほど環境生活部長とやりとりをしていただきました。その中で、5点について質問があって、いろんなやりとりをしていただいたわけなんですけれども、2016年にできた3本の法律、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そして部落差別解消法、それぞれ日本の国の中で住む人たちにとっては、本当に権利が擁護される大切な法律をおつくりいただいたというふうに思っているところです。

ヘイトスピーチ解消法については、2009年にその京都の朝鮮第一初級学校だったと思いますけれども、校門の外から生徒に向かって本当に大音量でヘイトスピーチが行われた、そこが記憶に残るところかなというふうに思いますけれども、2014年にそのことは最高裁において判決が出されていますけれども、その間に東京の新大久保、あるいは大阪の鶴橋、それから神奈川では川崎市、桜本が大きかったかなというふうに思いますけれども、何度もヘイトスピーチが繰り返して行われています。

この法ができたことで、その三重県としてヘイトスピーチ解消法施行後の県の取組というのが何かあるかなというふうに思ってお聞きをしたいと思います。先ほどは杉本議員とのやりとりの中で、部落差別解消法の後のことはこうありましたよというのが幾つかあったので、きっと重なっている部分もあるんだろうなと思いますけれども、その辺をぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○環境生活部長（井戸 真之） ヘイトスピーチ解消法施行後の県の取組につきましてですが、県といたしましては、まずこの法律の趣旨をしっかりと受けとめ、外国人差別を解消する取組を通じまして、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めておるところでございます。

本年度の取組といたしましては、人権問題の相談員等を対象に、外国人の人権問題に係る研修会をこの7月に開催いたしました。

また、県民の皆さんに一層の理解を深めていただきますよう、本年10月に

津市において在住外国人の講師によるヘイトスピーチの根絶を求めてというテーマの研修会を実施いたしますし、また名張市においては外国人の人権問題に係る講演会を開催し、県民意識の向上を図ることとしております。

また、県庁舎には啓発のポスターを掲示いたしております、県としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確にしております。

引き続き、国に対しては全国人権同和行政促進協議会を通じて、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の充実強化を求めていくとともに、外国人と日本人が相互理解を深め、尊重し合い、ともに安心して快適に暮らしていける多文化共生社会の実現に向け、国や市町とも連携を図りながら、教育啓発等の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） その外国人の人権問題というときの外国人の捉えはどのようなかというふうに思うところです。

このヘイトスピーチ解消法の対象になっているのは、いわゆる在日コリアンの方々が主だというふうに捉えているんですけども、その人権の施策の基本方針の中に少し書き込みはあります。

けれども、プランの中にその書き込みは全く今のところはありません。そのことについて、この法ができたことによってどんなふうこれからされていこうとしているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） 先ほど議員から話ございましたように、三重県人権施策基本方針の中では、人権課題のための施策の一つとして外国人を位置づけて、その中でヘイトスピーチについての国内外における動きを紹介した上で、外国人差別を解消していくために様々な取組が必要だということを書き込んでおります。

しかし、そのもとで具体的な取組を進めるために策定しております第3次人権が尊重される三重をつくる行動プラン、これは平成28年度に策定したものでございますけれども、その中では、ヘイトスピーチ対策についての具体

的な記述はございません。

そういったことから、今後、国や他の自治体の取組などもございますし、また有識者の御意見なども伺いながら、平成32年度にスタートする第4次行動プランには、ヘイトスピーチ解消に向けた具体的な取組を盛り込んで進めていけるよう、今後検討を進めてまいります。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ヘイトスピーチについて、そのものを書き込んでくれと言っているわけではないんですけども、外国人というふうに聞いたときに、どう区分けをするかということです。いわゆる就労を主にしたニューカマーと言われる皆さんと、歴史的経緯がありながら、この日本の国の中でともに生き、暮らしている人たちを同列に論じていいかということも含めて、やっぱりここは根本的にぜひお考えいただきたいと思うんですね。

ヘイトデモが行われた川崎市桜本に行ってまいりました。そこには川崎市ふれあい館というところがあって、副館長、崔江以子さんという方ですけども、その方は国会においても意見陳述を行っています。子どもがいて、もう高校生になったと思いますけど、当時は中学生でした。その学校ではすばらしい教育が行われていましたけれども、全て大人の側から壊されたというふうにおっしゃってみえます。

教育も含めてですけども、そのこれからの未来をつくる子どもたちについて、どうやってこのことを落とし込んでいくのかということ、教育委員会も含めて、ぜひ新たなプランをつくられるときにはお考えをいただきたいと思います。

アメリカの学校では、ピラミッド・オブ・ヘイトという考え方を使います。どういうことかという、ピラミッドで一番底にあるのは偏見と先入観です。これをどうやって解消していくかということがなければ、次に偏見と先入観に基づく行動が起きる、差別行動が起きる、暴力行為が起きる、最終的には集団虐殺です。

日本において、そんなことが起こるとは思いませんけれども、この一番大

もとである偏見と先入観をどうやって取っ払いながら、史実と真実をやっばりきちっと抑えていくかということが、これからの三重県の多様性、ダイバーシティをそれこそ大切にしたい県政推進につながるのではないかというふうに思いますので、強くお願いを申し上げまして、何かございますか、部長、何かありましたらよろしくお願ひいたします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 今、議員のお話ございました、やはりこの偏見と先入観から差別、あるいは暴力とかそういったものが広がっていくということはよく言われていることでございます。しっかりこれからでもこのヘイトスピーチに関する研究も進めながら、一般の外国人差別との違いなども我々なりに研究いたしまして、新しいプランの中にどう位置づけるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

インターネットでの差別事象が跡を絶ちませんので、そのことを含めてお願ひをして関連質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 同じく、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 先ほど小島議員がもうしばらくとおっしゃいまして、済みません。その後、私ももう少しやりとりをさせていただきます。新政みえの中瀬古初美でございます。杉本議員の子どもの最善の利益をめざす社会的な養護の推進について、関連質問をさせていただきます。

文部科学省の調査では、12歳の永久歯の一人当たりの平均虫歯指数というのが毎年、調査をされております。昨年度、2017年度では一人当たり0.82本という数字です。そして、随分さかのぼりますけれども、30年以上前、1985年、昭和60年になりますけれども、当時は4.63本でした。そのことを思いま

すと、虫歯は激減しております。

激減の中で、幼児も同様なんですけれども、だからこそ、今、虫歯の多さとか口の中の状況というのは、必要な医療を受けさせないというような、いわゆる医療ネグレクトですね。育児放棄などの虐待を疑う一つのサインというふうにして受け取ります。

そういうところから潜在的な社会的養護の必要な子どもは、学校歯科検診から見えてくるというふうに思われますが、その対策についての取組はどのようにされているのか、聞かせてください。

○教育長（廣田恵子） 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画では、ネグレクト、育児放棄等の児童虐待を受けている可能性のある子どもは、虫歯が多く、それから治療していない傾向があり、歯科医療関係者は学校と連携を密にして子どもを見守っていくことが必要であるというふうにされております。

三重の子どもたちについてですが、平成29年度の学校健康状態調査の結果によると、歯科検診における未処置のものの割合が全ての年代において全国平均より高くなっており、受診勧奨の適切な実施とともに、歯と口の健康づくりの一層の推進が必要であるというふうに考えております。

現在の取組でございますけれども、このために学校では、学校保健安全法施行規則第9条に基づいて、保護者に歯科検診結果の通知に合わせて受診を促すなど受診勧奨に努めています。県教育委員会では、市町健康教育担当者連絡協議会や県立学校の養護教員による研修会の機会を活用して、各学校において適切な受診勧奨と保健指導が実施されるように、助言、支援をしてきたところでございます。

引き続き、各市町や学校の実情に則した取組が進むよう、研修会の開催や、それから専門家の派遣などを通じて、子どもたちの歯と口の健康づくりの一層の推進につなげていきたいと考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、教育長から保護者に対しての通知、それから受診

の勸奨のことをお話をいただきました。

保護者への通知、つまり児童生徒を通しての通知になると思います。そのあたりというのは、しっかりと本当に保護者の手元のところにそれが届いているのか、そしてまた、届いていてもそれから受診につながるのかということところが一番大事なところなんです。

つまり、そこで保護者がそれをどう考えるかというのがとても大事なところでして、そこから受診につながらないと、やはりその先が見えてこないという現実があります。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○教育長（廣田恵子） やはり保護者のところで、なぜ歯の検診と、それから治療が必要だということがやっぱり身にしみてわかるような、響くような伝え方をしない限りは、一方的な通知に終わってしまうので、そのあたりについては、先ほど申しましたが、連絡協議会とか、それから研修会の場で丁寧に、このようにしてというようなどころもきちっと説明した上で、伝わるよという工夫は重ねていきたいというふうに考えます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 重ねる、そしてまた重ねて行って、もうそれが伝わるようにしていただきたい。それは学校であったりとかという形になるかと思えます。

あと、本当に子どもさんが生まれて育ってくる段階の中で、しっかりとした、産婦人科のところでもそうですし、子どもたちの未来のことを考えて、その前の以前、最初からの取組というのにも必要になってくると思いますので、これまた部局が変わってきますけれども、その取組も必要になってくるかというふうに思っております。

以前、私が子どものころとかですと、にっと笑うとこの歯のところは本当にもう歯がなくなっていて根っこしか残っていないというような、そういうときもありました。そのころから比べると、本当に保護者の皆さん、生まれてから赤ちゃんのときから保護者の方の意識もすごく高くなっていますし、そしてまた情報も入ってきているので、そんなような取組といますか、

日々のそういう生活の中でしっかりとということもあるんですけども、やはりなかなかそういうところまでまだ行かないというか、歯は予防、もしくは治していかないと悪くなっていく一方、頭痛とかおなか痛くなってもとに戻るといったものではないということもしっかり伝えていかないといけないんですが、それはもう教育委員会だけではなく、医療保健部としてもぜひその形は取り組んでいていただきたいと思っています。

今、やはり潜在的な社会的養護が必要な子どもたち、一つの目安として、やはりそういうところから医療ネグレクト、本当に虐待と言われるところに潜在的な部分としてというのが見えてくるということがございますので、しっかりとした取組をしていただきたいというふうに思います。

また、どの子どもも本当に同じように受けることができる、虫歯予防について有効であるというふうに、園とか学校でのフッ化物によるうがいの取組が今進められていますけれども、それだけではなく、歯磨きの習慣がしっかりとついてこそ、次につながっていくこと、それが身につくことによって、その子が健全で健康な歯であったり、口の中であったりということをつくっていくこととなります。

ですので、それにはやはり現場の声をしっかりと聞いていただきまして、熊野市の取組、松阪市の取組、それを県下に広げていていただきたいというふうに思っております。そのあたりのところは、本当に部局をまたがって同じようにしてしっかりとした取組を今後も続けていただきたいと思ひますし、そのことがひいては本当に虐待と、今日は中嶋議員もそのことについて触れてみえました。同じように、その一つとしてしっかりとした取組をしていただきたいというふうに願ひまして、質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（前野和美） お諮りいたします。明2日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明2日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月15日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時19分散会